

# 三股町 子ども・子育て支援事業計画及び 三股町 第2期次世代育成支援行動計画

(平成27年～31年度)



平成27年3月

三股町 福祉課



## ごあいさつ



現在、我が国は、世界の中で最も少子化が進んでいる国の一つになっており、出生率は下がり続けています。少子化の過度の進展は、子どもの健全育成はもとより、産業経済の維持発展や健全な社会保障制度の運営を困難にするなど、社会経済全体にきわめて深刻な影響を与えることから、国はこれまで「次世代育成支援対策推進法」に基づき、実行力のある子育て支援策を集中的・計画的に推進してきました。このような経緯から、本町においても、平成 21 年 3 月に「三股町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を見直し、「三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、町の子育て支援施策を積極的に推進してまいりました。

本町の 10 年間をふりかえると、出生数の増減はあるものの、横ばい傾向にあります。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いている現状があります。さらに、子ども・子育て支援に係るサービス体制の側面からも、質・量の確保や、仕事と子育ての両立支援の環境整備が十分であるとはいえません。このようなことから、国は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年 4 月から施行されます。

本町ではこの制度に基づき、子ども・子育て支援施策を充実させ、町の将来を担う子どもたちや若者、そして子どもを持つ親たちが安心して生活できるまちづくりを実現するため、これまで取り組んでまいりました後期計画を見直し、「あたたかく活力があふれ、子育ての楽しさを実感できるまち」を基本理念に、「三股町 子ども・子育て支援事業計画及び三股町第 2 期次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、町や地域全体で、子ども・子育て支援施策を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたりましてニーズ調査にご協力をいただきました町民の皆様ならびに、貴重なご意見、ご提言をいただきました三股町子ども・子育て会議委員の皆様には、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

三股町長 木佐貫 辰生



## 目 次

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 第1章 はじめに.....                             | 1  |
| 1 計画策定の背景 .....                           | 1  |
| (1) 国の少子化対策 .....                         | 1  |
| (2) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯 .....              | 2  |
| 2 子ども・子育て支援新制度について（計画の全体像） .....          | 2  |
| (1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方 .....            | 2  |
| (2) 子ども・子育て支援制度の概要 .....                  | 2  |
| (3) 新制度における給付・事業の全体像 .....                | 4  |
| 3 計画の位置づけと期間 .....                        | 6  |
| (1) 計画の位置づけ .....                         | 6  |
| (2) 他の計画との関係 .....                        | 6  |
| (3) 計画の期間 .....                           | 6  |
| 4 計画の策定体制 .....                           | 7  |
| 第2章 三股町次世代育成支援後期行動計画の基本施策別評価.....         | 11 |
| 1 三股町次世代育成支援後期行動計画の分析・評価について.....         | 11 |
| (1) 分析と評価の根拠 .....                        | 11 |
| (2) 分析・評価の基本的考え方 .....                    | 11 |
| (3) 評価の方法 .....                           | 12 |
| (4) 評価の枠組み .....                          | 12 |
| 2 三股町 次世代育成支援後期行動計画 «内部評価» .....          | 16 |
| (1) 「1 地域における子育て支援」 .....                 | 16 |
| (2) 「2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」 .....      | 19 |
| (3) 「3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」 .....    | 21 |
| (4) 「4 子育てを支援する生活環境の整備」 .....             | 23 |
| (5) 「5 職業生活と家庭生活との両立の推進」 .....            | 25 |
| (6) 「6 子ども等の安全の確保」 .....                  | 26 |
| (7) 「7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進」 .....      | 28 |
| 3 次世代育成支援後期行動計画の施策外部評価 全体 .....           | 30 |
| (1) 基本目標 1 地域における子育て支援 .....              | 31 |
| (2) 基本目標 2 母性並びに乳児、幼児等の健康の確保及び増進 .....    | 33 |
| (3) 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ..... | 35 |
| (4) 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備 .....          | 37 |
| (5) 基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進 .....         | 38 |
| (6) 基本目標 6 子どもの安全の確保 .....                | 39 |

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| (7) 基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進.....      | 40 |
| (8) 外部評価に対する諸意見 .....                       | 41 |
| 第3章 子ども・子育ての施策.....                         | 47 |
| 1 基本理念.....                                 | 47 |
| 2 基本目標.....                                 | 47 |
| 3 基本柱となる項目 .....                            | 48 |
| 4 実現にむけた分野別役割 .....                         | 51 |
| 5 施策体系.....                                 | 52 |
| 6 基本目標ごとの主要施策と推進事業.....                     | 54 |
| (1) 重点施策の展開.....                            | 54 |
| 7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....          | 58 |
| (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方について.....            | 58 |
| (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援の役割及び推進について..... | 58 |
| (3) 幼保小の連携の取組の推進について .....                  | 59 |
| (4) 放課後児童の居場所づくり.....                       | 59 |
| (5) 放課後子ども総合プランの推進.....                     | 59 |
| 8 子ども・子育て支援事業計画における支援事業の需給目標.....           | 60 |
| 9 特定保育サービス9事業の目標事業量 .....                   | 88 |
| 第4章 計画の推進のために .....                         | 93 |
| 1 計画内容の住民への周知 .....                         | 93 |
| 2 関係機関等との連携・協働 .....                        | 93 |
| 3 計画の推進管理 .....                             | 93 |
| 資料編.....                                    | 97 |
| 1 三股町子ども・子育て会議設置要綱.....                     | 97 |
| 2 三股町子ども・子育て会議 委員名簿 .....                   | 98 |

# 第1章

## はじめに



## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の背景

#### (1) 国の少子化対策

近年わが国の少子化傾向は、ますます進行し、2005（平成17）年には合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）が1.26まで低下しましたが、2006（平成18）年以降はわずかながら増加に転じ、2012（平成24）年では1.41となっています。しかし依然として、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08を下回っている状況が続いており、この流れは今後も続くと言想されています。

こうした近年の出生率の動向を想定し、国は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての検討を始め、1994（平成6）年に「エンゼルプラン」を策定し、1999（平成11）年度を目標として保育サービスの充実を図り、1999年には、保育サービスに加え雇用、母子保健等の事業も盛り込んだ「新エンゼルプラン」を策定しました。また、2003（平成15）年には次世代育成支援対策推進法が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主及び特定事業主に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

また、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、深刻な待機児童問題、仕事と子育ての両立支援の環境整備が不十分であることなどから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に「※子ども・子育て関連3法」が制定されました。

#### ※子ども・子育て関連3法

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### (2) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行します。

「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

これまで三股町では、平成16年度に「三股町次世代育成支援行動計画」（前期計画）、平成21年度に「三股町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「あたたかく活力があふれ、子育ての楽しさを実感できるまち」を基本理念として、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちを目指して、総合的な子育て支援を行ってきました。子どもを取り巻く環境等が大きく変化する中、新制度の実施に伴い、三股町においても「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 子ども・子育て支援新制度について（計画の全体像）

### (1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

三股町が子育て支援の取組として策定してきた「次世代育成支援行動計画」は、子ども・子育てに関する総合的な施策を取りまとめたものでした。一方、新制度で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、区域ごとの「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備にとどまらず、生まれて良かった、育てて良かったと思えるような、ふるさtoを目指し、三股町における総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会さまざまな観点からの取組を進めていくことが重要です。

### (2) 子ども・子育て支援制度の概要

#### ①子ども・子育て支援制度のねらい

「子ども・子育て支援新制度」とは、「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

## ②子ども・子育て支援制度の内容

「子ども・子育て支援新制度」の内容については以下のとおりです。

### ■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園※」制度の改善、普及促進  
（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）

#### ※認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

### ■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園，幼稚園，保育所の給付制度の統一、地域型保育事業※の給付制度の創設）

#### ※地域型保育事業（市町村による認可事業）

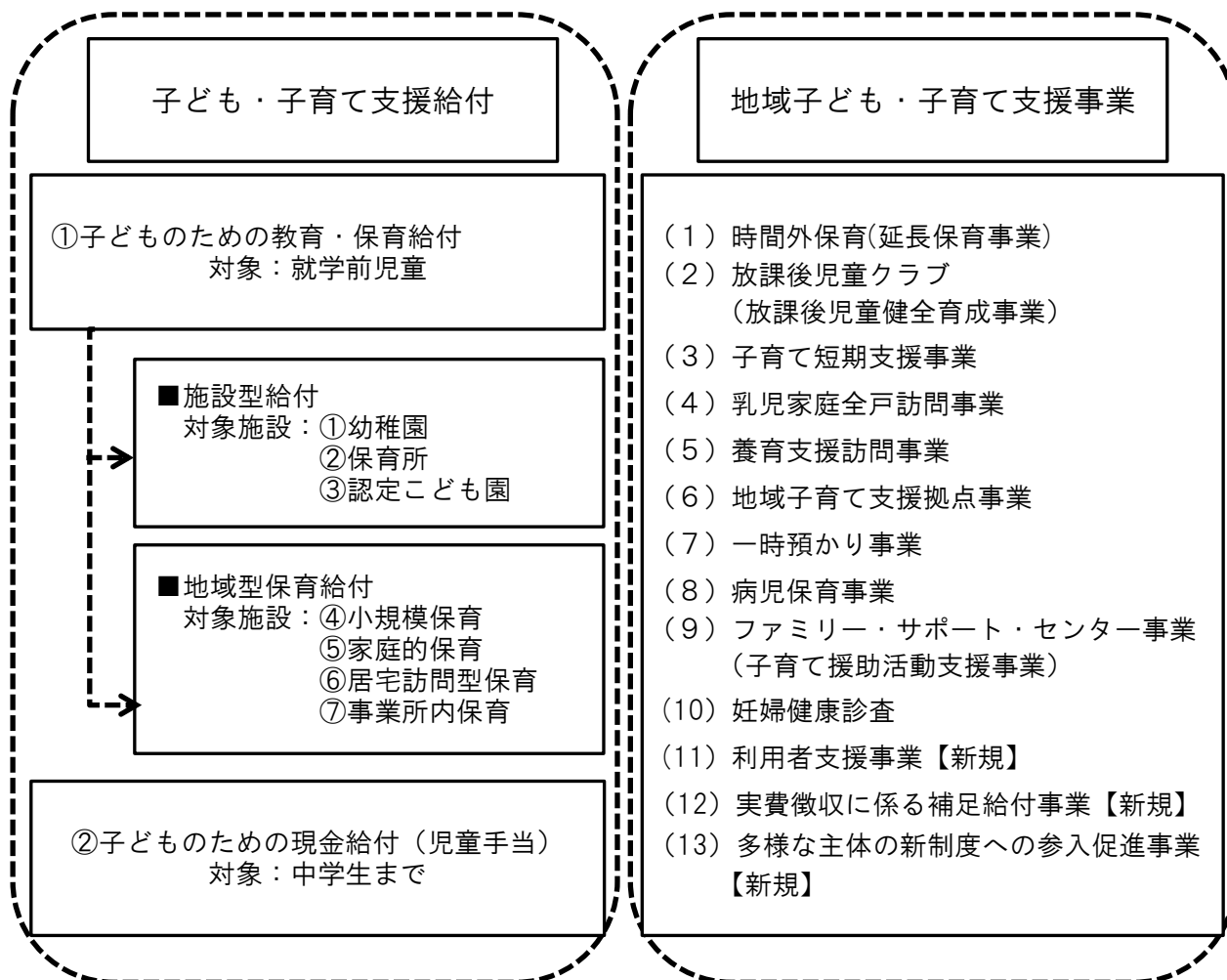
3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### ■地域の子ども・子育て支援の充実

- ・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

(3) 新制度における給付・事業の全体像



【用語の解説】

子ども・子育て支援給付

- ① 幼稚園 「対象年齢：3～5歳」  
小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の基礎を行う学校
- ② 保育所 「対象年齢：0～5歳」  
就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
- ③ 認定こども園 「対象年齢：0～5歳」  
教育と保育を一体的に行う施設
- ④ 小規模保育 対象年齢：0～2歳  
少人数(定員6～19人)を対象にした家庭的保育に近い雰囲気のもとでのきめ細かな保育

- ⑤ 家庭的保育  
少人数(定員5人以下)を対象にした家庭的雰囲気のもとでのきめ細かな保育
- ⑥ 居宅訪問型保育  
障がい・疾患などで、個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅で1対1での保育
- ⑦ 事業所内保育  
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する

### 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業（国から示された新規事業）  
教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業
- ② 地域子育て支援拠点事業  
乳児または幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- ③ 妊婦健康診査  
妊婦に対して妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業  
生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
- ⑤ 養育支援訪問事業  
養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援を行う事業（相談支援、育児・家事援助など）
- ⑥ 子育て短期支援事業  
保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育、保護を行う事業（原則7日以内）
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）  
児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（おたすけ会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業
- ⑧ 一時預かり事業  
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に幼稚園において在園児を対象として、一時的に預かる事業
- ⑨ 時間外保育（延長保育事業）  
保育所において、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業

## 第1章 はじめに

### ⑩ 病児保育事業

地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業

### ⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

両親が共働きなどの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

### ⑫ 実費徴収に係る補足給付事業（国から示された新規事業）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

### ⑬ 多様な主体の新制度への参入促進事業（国から示された新規事業）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

## 3 計画の位置づけと期間

### （1）計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取組を進めてきた「三股町次世代育成支援後期行動計画」を引き継ぐ計画として位置づけます。

### （2）他の計画との関係

本計画は、「第五次三股町総合計画」の部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針をふまえながら、「第五次三股町総合計画」が掲げる将来像を目指し、その他関連計画との整合を図っています。

### （3）計画の期間

本計画の期間は、2015（平成27）年度から、2019（平成31）年度までの5か年間とします。

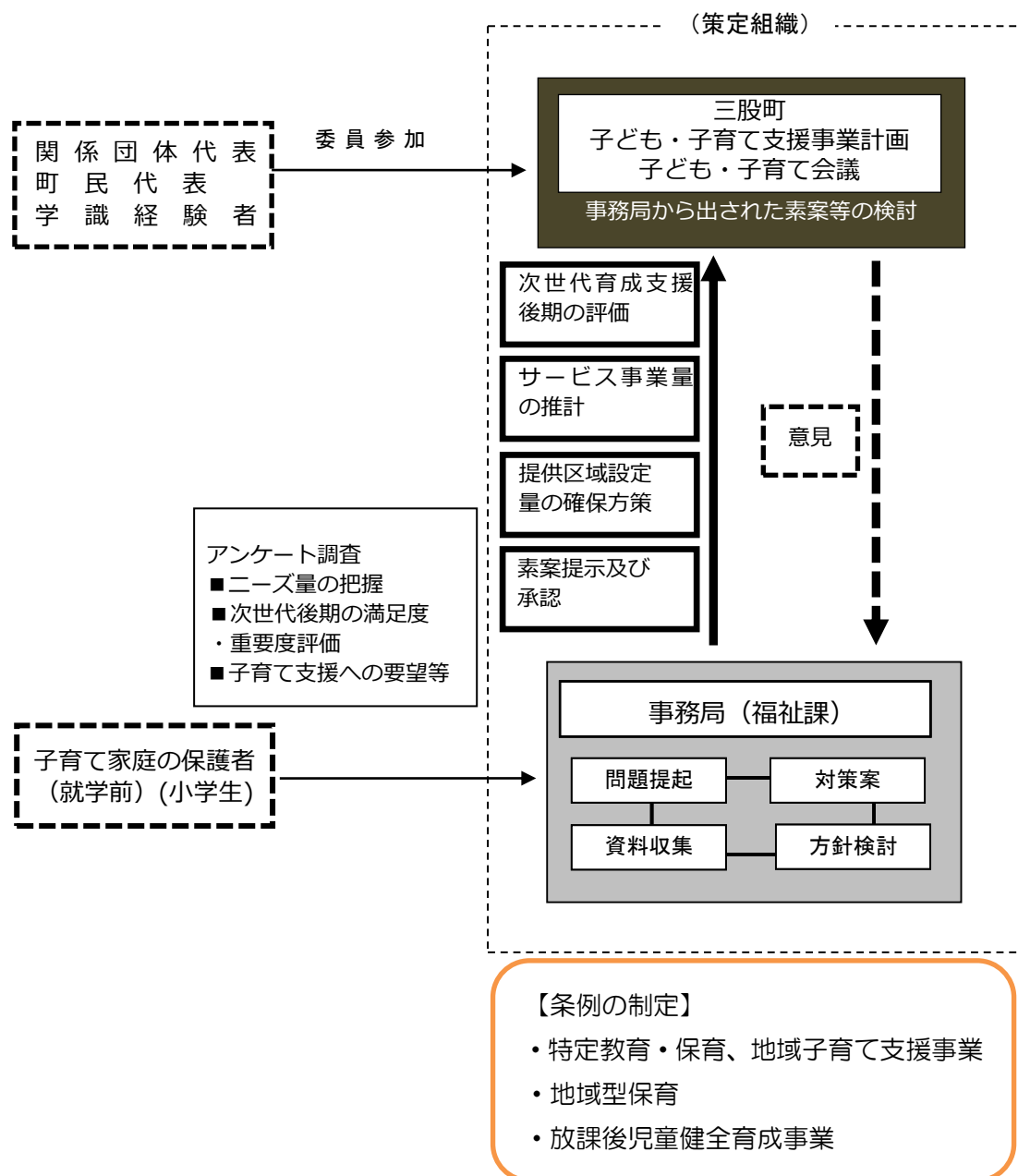


## 4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、子育て家庭の的確なニーズの把握と課題を明らかにするため、「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を行いました。

計画の策定体制については、関連団体代表や住民代表からなる「三股町子ども・子育て会議」を設置し審議を行いました。

### ■ 計画策定等体制 ■





## **第2章**

### **三股町次世代育成支援後期行動計画の 基本施策別評価**



## 第2章 三股町次世代育成支援後期行動計画の基本施策別評価

### 1 三股町次世代育成支援後期行動計画の分析・評価について

#### (1) 分析と評価の根拠

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、子ども・子育て支援事業計画を作成する際には、次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策について、分析、評価を行うこととされています。

そこで、三股町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、本町においては、平成22年3月に策定した「三股町次世代育成支援後期行動計画」について分析・評価を行うことが求められました。

#### ■子ども・子育て支援法に基づく基本指針より【抜粋】

##### 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

##### 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

##### 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。

#### (2) 分析・評価の基本的考え方

厚生労働省は、「子ども・子育てに関する計画の推進状況を点検・評価するため、個別事業に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画全体の評価も実施することが望ましい」と述べています。これは、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善に繋いでいくことをめざし、これまでのPDCAサイクルの実効性をさらに高めることを目的としているためです。

こうした指針を基に、今回、本町では、内部評価（行政関係部署による個別事業の成果確認）と、外部評価を実施し、定量的な利用状況のみでは把握しきれない側面（利用満足度や重要度）の把握に努め、定量、定性両面からの分析を試みました。

これらの導き出された利用の状況を分析・評価し、その結果を、利用者の拡大策の推進に向けた検討や今後の事業の方向性の再検討等に活用します。

この評価は、三股町次世代育成支援後期行動計画に即した評価です。

### (3) 評価の方法

#### ①「内部評価」

施策毎に関係のある部署を担当とし、選定された関係部署が評価基準による指標において達成度や施策を構成する事務事業の実施状況等を基に、施策の分析。

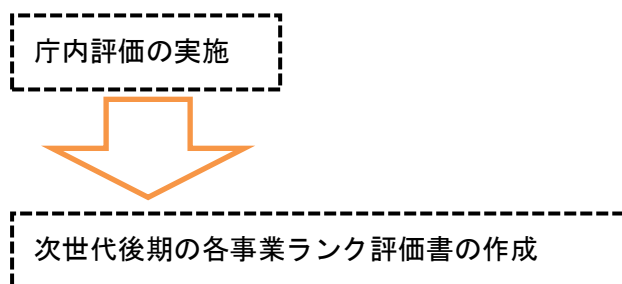
特に、内部評価では「利用度」の理解が難しいため、「利用度、利用状況把握度」の視点で評価としました。その根拠は下記のとおりです。

- ・利用者に関する情報や、利用状況に関する情報等を定量的に把握、分析できること。
- ・庁内で事業内容の利用状況が確認されることで、PDCAに基づいた事業推進がなされていると評価でき、事業の成果評価基準の確保のためには、「推進度」「達成度」に加え「利用状況把握度」を把握する必要があること。

### (4) 評価の枠組み

#### ①【内部評価】

三股町次世代育成支援後期行動計画の事業進捗状況を点検・評価するため、個別事業評価を実施しました。



#### ①－1 内部評価（進行管理調査項目について）

内部評価実施に際し、進行管理チェック項目は以下のとおりです。

- ① 「推進度」
- ② 「達成度」
- ③ 「利用度」

**①－2 内部評価（分析の類型（施策の推進度）について）**

内部評価の施策推進度についての類型は、「A～E判定」とします。内容は以下のとおりです。

- A：十分に推進されている
- B：概ね推進されている
- C：あまり推進されていない
- D：推進していない
- E：事業完了もしくは中止もしくは廃止  
(事業中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。必須※)

**①－3 内部評価（分析の類型（施策の達成度）について）**

内部評価の施策達成度についての類型は、「A～E判定」とします。内容は以下のとおりです。

- A：十分に達成されている
- B：概ね達成されている
- C：あまり達成されていない
- D：推進もしくは実施されているが、現在達成されていない
- E：完了・事業中止もしくは廃止  
(中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。必須※)

**①－4 内部評価（分析の類型（施策の利用度）について）**

内部評価の施策利用度についての類型は、「A～E判定」とします。内容は以下のとおりです。

- A：十分に利用状況が把握、正確にその内容が確認されている
- B：概ね利用状況の把握ができているが、その内容は整理されていない
- C：あまり利用状況の把握はなされていない
- D：利用状況の確認ができない、もしくは利用はされているが把握していない
- E：完了・事業中止もしくは廃止  
(中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。必須※)

①－5 事業推進過程評価の判定方法について （内部評価の全体評価）

内部評価における事業推進過程評価の類型については以下の通り、「A～E判定」とし、判定方法は次のとおりです。

- A：・「推進」「達成」「利用」の全てにおいてA判定である。  
・事業が完了している
- B：・「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がA判定である。  
・「推進」「達成」「利用」のうち、1つがA判定であり、かつ残り2つはB判定である。  
・全てにおいてB判定である。
- C：・「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がB判定以上である。  
・「推進」「達成」「利用」のうち、1つがA判定もしくはB判定であり、かつ残り2つはC判定である。  
・全てにおいてC判定である。
- D：・「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がC判定以上である。
- E：・事業中止もしくは事業廃止されている

②【外部評価】

②－1 外部評価分布図

※表の見方……満足度と重要度のクロス集計(相対評価)になります

○満足度

「大変満足」4.000

「どちらかといえば満足」3.000

「すこし不満」2.000

「不満足」1.000

○重要度

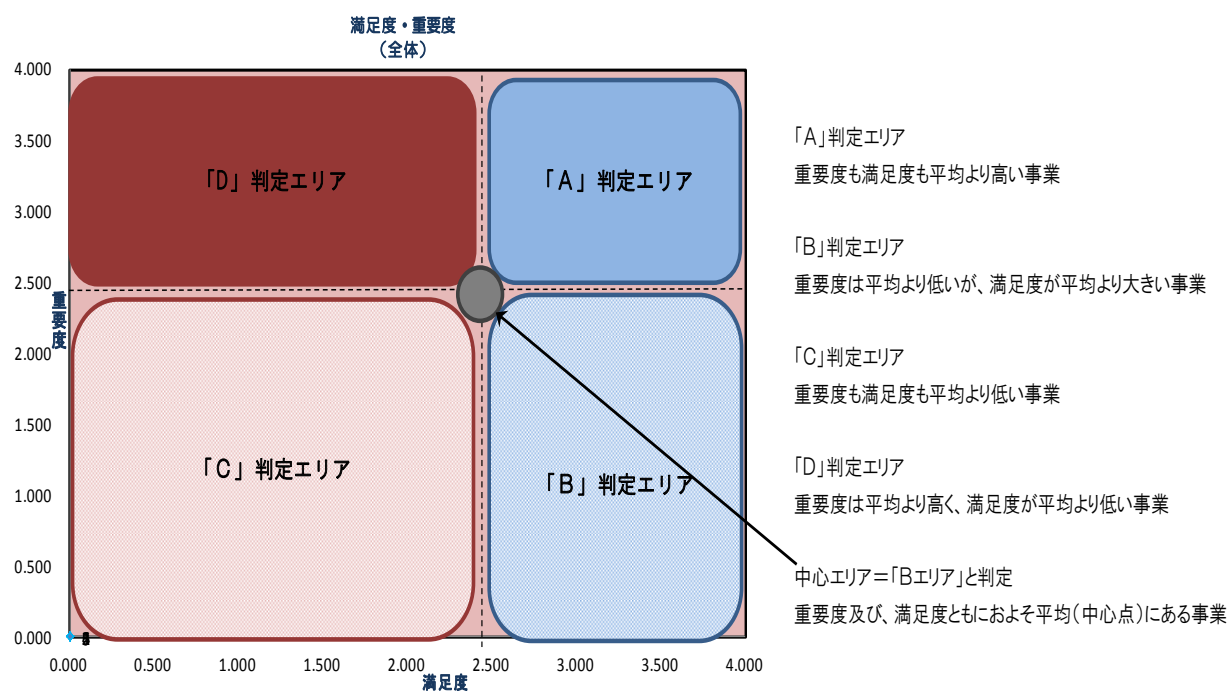
「大変重要」4.000

「どちらかといえば重要」3.000

「あまり重要ではない」2.000

「重要ではない」1.000

以上を点数化したものが、評価の結果となります。



## ■評価の視点

評価にあたり、「内部評価の進行状況からみた現状分析と、外部評価から出された三股町民の現状認識が妥当か」という視点をもって、評価を実施しています。

## 2 三股町 次世代育成支援後期行動計画 «内部評価»

## (1)「1 地域における子育て支援」

## ① 各課別内部評価

下記は、基本目標に即した実施事業における各課別内部評価です。

| 1 地域における子育て支援 (1)                                   |      |     |     |     |     |      |
|-----------------------------------------------------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 項目                                                  | 個別事業 | 担当課 | 推進度 | 達成度 | 利用度 | 全体評価 |
| (1) 地域における子育ての事業                                    |      |     |     |     |     |      |
| 1) 居宅において児童の養育を支援する事業                               |      |     |     |     |     |      |
| ①乳幼児健康支援一時預かり事業(産褥期ヘルパー)                            | 福祉課  | D   | D   | E   | E   |      |
| ②乳幼児健康支援一時預かり事業(訪問型一時保育)                            | 福祉課  | D   | D   | E   | E   |      |
| ③家庭訪問支援事業(子ども家庭支援員)                                 | 福祉課  | D   | D   | E   | E   |      |
| ④乳幼児健康支援一時預かり事業<br>(病後児保育<派遣型>)                     | 福祉課  | D   | D   | E   | E   |      |
| ⑤家庭的保育事業(保育ママ)                                      | 福祉課  | D   | D   | E   | E   |      |
| ⑥ファミリー・サポート・センターの設置                                 | 福祉課  | A   | A   | A   | A   |      |
| 2) 施設において児童の養育を支援する事業                               |      |     |     |     |     |      |
| ①放課後児童健全育成事業(学童)                                    | 福祉課  | A   | A   | A   | A   |      |
| ②乳幼児健康支援一時預かり事業<br>(病後児保育<施設型>)                     | 福祉課  | A   | A   | A   | A   |      |
| ③一時預かり保育事業                                          | 福祉課  | A   | A   | A   | A   |      |
| ④特定保育事業                                             | 福祉課  | A   | A   | A   | A   |      |
| ⑤幼稚園預かり保育事業                                         | 福祉課  | A   | A   | A   | A   |      |
| 3) 保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業                    |      |     |     |     |     |      |
| ①つどいの広場事業                                           | 福祉課  | A   | A   | A   | A   |      |
| ②地域子育て支援センター事業                                      | 福祉課  | A   | A   | A   | A   |      |
| ③幼児教育に関する情報提供、相談事業                                  | 福祉課  | B   | B   | B   | B   |      |
| 4) 市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施 |      |     |     |     |     |      |
| ①子育て支援総合コーディネート事業                                   | 福祉課  | D   | E   | E   | E   |      |
| (2) 保育サービスの充実                                       |      |     |     |     |     |      |
| 1) 保育受入れ児童の拡充(通常保育の拡充等)                             |      |     |     |     |     |      |
| ①通常保育                                               | 福祉課  | A   | A   | A   | A   |      |
| 2) 延長保育、休日保育等多様な保育サービスの実施                           |      |     |     |     |     |      |
| ①延長保育                                               | 福祉課  | A   | A   | A   | A   |      |
| ②休日保育                                               | 福祉課  | D   | E   | E   | E   |      |
| 3) 保育サービスに関する積極的な情報提供                               |      |     |     |     |     |      |
| ①保育サービスに関する情報提供                                     | 福祉課  | B   | B   | B   | B   |      |
| 4) 保育サービス評価制度の実施                                    |      |     |     |     |     |      |
| ①保育サービス評価の制度実施                                      | 福祉課  | D   | E   | E   | E   |      |

| 1 地域における子育て支援 (2)                   |                           |     |     |     |     |      |
|-------------------------------------|---------------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 項目                                  | 個別事業                      | 担当課 | 推進度 | 達成度 | 利用度 | 全体評価 |
| <b>(3) 子育て支援のネットワークづくり</b>          |                           |     |     |     |     |      |
| 1) 地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成        |                           |     |     |     |     |      |
|                                     | ①地域における子育て支援等のネットワーク形成    | 福祉課 | B   | B   | B   | B    |
| 2) 子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布           |                           |     |     |     |     |      |
|                                     | ①子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布   | 福祉課 | A   | A   | A   | A    |
| <b>(4) 児童の健全育成</b>                  |                           |     |     |     |     |      |
| 1) 放課後や週末等の居場所づくりの推進                |                           |     |     |     |     |      |
|                                     | ①放課後や週末等の居場所づくり           | 福祉課 | B   | B   | B   | B    |
| 2) 団体との連携による児童健全育成の取組               |                           |     |     |     |     |      |
|                                     | ①団体との連携による児童健全育成の取組       | 福祉課 | B   | B   | B   | B    |
| 3) 健全育成の拠点としての児童館活動の充実              |                           |     |     |     |     |      |
|                                     | ①児童館活動の充実                 | 福祉課 | A   | A   | A   | A    |
| 4) 夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり         |                           |     |     |     |     |      |
|                                     | ①夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり | 福祉課 | A   | A   | A   | A    |
| <b>(5) 保育所(園)、幼稚園及び児童館の施設設備に関して</b> |                           |     |     |     |     |      |
| 1) 保育所、保育園及び児童館の施設整備                |                           |     |     |     |     |      |
|                                     | ①保育所、保育園及び児童館の施設整備        | 福祉課 | A   | A   | A   | A    |

## 第2章 三股町次世代育成支援後期行動計画の基本施策別評価

### ② 基本施策別内部評価の割合

下記は、基本目標ごとに設定された基本施策別内部評価割合です。

| 基本目標             | 基本施策                         | 事業数                                                      | A評価    | B評価    | C評価  | D評価   | E評価    |
|------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------|--------|--------|------|-------|--------|
| 1<br>地域における子育て支援 | (1) 地域における子育ての事業             | 1) 居宅において児童の養育を支援する事業<br>6                               | 1      | 0      | 0    | 5     | 0      |
|                  |                              |                                                          | 16.7%  | 0.0%   | 0.0% | 83.3% | 0.0%   |
|                  |                              | 2) 施設において児童の養育を支援する事業<br>5                               | 5      | 0      | 0    | 0     | 0      |
|                  |                              |                                                          | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0%  | 0.0%   |
|                  |                              | 3) 保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業<br>3                    | 2      | 1      | 0    | 0     | 0      |
|                  |                              |                                                          | 66.7%  | 33.3%  | 0.0% | 0.0%  | 0.0%   |
|                  |                              | 4) 市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施<br>1 | 0      | 0      | 0    | 0     | 1      |
|                  |                              |                                                          | 0.0%   | 0.0%   | 0.0% | 0.0%  | 100.0% |
|                  | (2) 保育サービスの充実                | 1) 保育受入れ児童の拡充（通常保育の拡充等）<br>1                             | 1      | 0      | 0    | 0     | 0      |
|                  |                              |                                                          | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0%  | 0.0%   |
|                  |                              | 2) 延長保育、休日保育等多様な保育サービスの実施<br>2                           | 1      | 0      | 0    | 0     | 1      |
|                  |                              |                                                          | 50.0%  | 0.0%   | 0.0% | 0.0%  | 50.0%  |
|                  |                              | 3) 保育サービスに関する積極的な情報提供<br>1                               | 0      | 1      | 0    | 0     | 0      |
|                  |                              |                                                          | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0%  | 0.0%   |
|                  |                              | 4) 保育サービス評価制度の実施<br>1                                    | 0      | 0      | 0    | 0     | 1      |
|                  |                              |                                                          | 0.0%   | 0.0%   | 0.0% | 0.0%  | 100.0% |
|                  | (3) 子育て支援のネットワークづくり          | 1) 地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成<br>1                        | 0      | 1      | 0    | 0     | 0      |
|                  |                              |                                                          | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0%  | 0.0%   |
|                  | (3) 子育て支援のネットワークづくり          | 2) 子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布<br>1                           | 1      | 0      | 0    | 0     | 0      |
|                  |                              |                                                          | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0%  | 0.0%   |
|                  | (4) 児童の健全育成                  | 1) 放課後や週末等の居場所づくりの推進<br>1                                | 0      | 1      | 0    | 0     | 0      |
|                  |                              |                                                          | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0%  | 0.0%   |
|                  |                              | 2) 団体との連携による児童健全育成の取組<br>1                               | 0      | 1      | 0    | 0     | 0      |
|                  |                              |                                                          | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0%  | 0.0%   |
|                  |                              | 3) 健全育成の拠点としての児童館活動の充実<br>1                              | 1      | 0      | 0    | 0     | 0      |
|                  |                              |                                                          | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0%  | 0.0%   |
|                  |                              | 4) 夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり<br>1                         | 1      | 0      | 0    | 0     | 0      |
|                  |                              |                                                          | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0%  | 0.0%   |
|                  | (5) 保育所(園)、幼稚園及び児童館の施設設備に関して | 1) 保育所、保育園及び児童館の施設整備<br>1                                | 1      | 0      | 0    | 0     | 0      |
|                  |                              |                                                          | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0%  | 0.0%   |

## (2)「2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」

## ① 各課別内部評価

下記は、基本目標に即した実施事業における各課別内部評価です。

| 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進                      |                                     |       |     |     |     |      |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------|-------|-----|-----|-----|------|
| 項目                                            | 個別事業                                | 担当課   | 推進度 | 達成度 | 利用度 | 全体評価 |
| <b>(1) 妊娠出産に関する安全性と子どもの健やかな発達の促進及び育児不安の軽減</b> |                                     |       |     |     |     |      |
| 1) 妊婦・乳幼児健診の充実                                |                                     |       |     |     |     |      |
|                                               | ①妊婦健診の実施                            | 町民保健課 | B   | B   | A   | B    |
|                                               | ②乳児健診                               | 町民保健課 | B   | A   | A   | B    |
|                                               | ③1歳6か月児健診                           | 町民保健課 | B   | B   | A   | B    |
|                                               | ④2歳6か月児歯科健診                         | 町民保健課 | B   | B   | A   | B    |
|                                               | ⑤3歳児健診                              | 町民保健課 | B   | B   | A   | B    |
| 2) 妊娠期から継続した支援体制の整備                           |                                     |       |     |     |     |      |
|                                               | ①ハイリスク妊婦への家庭訪問の実施                   | 町民保健課 | C   | C   | C   | C    |
|                                               | ②新生児・産婦の家庭訪問の実施                     | 町民保健課 | A   | A   | A   | A    |
|                                               | ③生後3か月児の家庭訪問実施                      | 町民保健課 | A   | A   | A   | A    |
| 3) 乳幼児健診の場を活用した子育て支援の充実                       |                                     |       |     |     |     |      |
|                                               | ①助産師による「おっぱい相談事業」の実施<br>(母乳育児の推進)   | 町民保健課 | A   | A   | A   | A    |
|                                               | ②歯科衛生士による個別相談の実施                    | 町民保健課 | B   | B   | A   | B    |
| 4) 出産準備・育児に関する知識の普及                           |                                     |       |     |     |     |      |
|                                               | ①母親学級の実施                            | 町民保健課 | B   | C   | B   | C    |
|                                               | ②両親学級の実施                            | 町民保健課 | B   | B   | B   | B    |
|                                               | ③育児教室の実施                            | 町民保健課 | B   | B   | A   | B    |
|                                               | ④離乳食教室等の実施                          | 町民保健課 | A   | A   | A   | A    |
| <b>(2) 「食育」の推進</b>                            |                                     |       |     |     |     |      |
| 1) 発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供                    |                                     |       |     |     |     |      |
|                                               | ①母親学級(妊婦)、離乳食教室(乳児・授乳婦)<br>への食生活指導  | 町民保健課 | A   | A   | A   | A    |
| <b>(3) 思春期保健対策の強化と健康教育の推進</b>                 |                                     |       |     |     |     |      |
| 1) 性に関する正しい知識の普及                              |                                     |       |     |     |     |      |
|                                               | ①小・中学校連携                            | 町民保健課 | C   | C   | C   | C    |
| 2) 喫煙・飲酒・薬物に関する知識の普及                          |                                     |       |     |     |     |      |
|                                               | ①小・中学校連携                            | 町民保健課 | C   | C   | C   | C    |
| <b>(4) 小児医療水準を維持向上させるための環境整備</b>              |                                     |       |     |     |     |      |
| 1) 小児医療の充実                                    |                                     |       |     |     |     |      |
|                                               | ①小児医療の充実                            | 町民保健課 | A   | A   | A   | A    |
| 2) 乳幼児の事故防止対策の推進                              |                                     |       |     |     |     |      |
|                                               | ①誤飲・転落・火傷等、事故防止のための啓発<br>(育児教室における) | 町民保健課 | A   | A   | A   | A    |
| 3) 予防接種の推進                                    |                                     |       |     |     |     |      |
|                                               | ①予防接種                               | 町民保健課 | A   | A   | A   | A    |

## 第2章 三股町次世代育成支援後期行動計画の基本施策別評価

### ② 基本施策別内部評価の割合

下記は、基本目標ごとに設定された基本施策別内部評価割合です。

| 基本目標                        | 基本施策                      | 事業数 | A評価    | B評価    | C評価    | D評価  | E評価  |
|-----------------------------|---------------------------|-----|--------|--------|--------|------|------|
| 2<br>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 | (1) 妊娠・乳幼児健診の充実           | 5   | 0      | 5      | 0      | 0    | 0    |
|                             |                           |     | 0.0%   | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0% |
|                             |                           | 3   | 2      | 1      | 0      | 0    | 0    |
|                             |                           |     | 66.7%  | 33.3%  | 0.0%   | 0.0% | 0.0% |
|                             | (2) 妊産期から継続した支援体制の整備      | 2   | 1      | 1      | 0      | 0    | 0    |
|                             |                           |     | 50.0%  | 50.0%  | 0.0%   | 0.0% | 0.0% |
|                             | (3) 乳幼児健診の場を活用した子育て支援の充実  | 4   | 1      | 2      | 1      | 0    | 0    |
|                             |                           |     | 25.0%  | 50.0%  | 25.0%  | 0.0% | 0.0% |
|                             | (4) 出産準備・育児に関する知識の普及      | 1   | 1      | 0      | 0      | 0    | 0    |
|                             |                           |     | 100.0% | 0.0%   | 0.0%   | 0.0% | 0.0% |
|                             | (2) 「食育」の推進               | 1   | 0      | 0      | 1      | 0    | 0    |
|                             |                           |     | 0.0%   | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0% |
|                             | (3) 思春期保健対策の強化と健康教育の推進    | 1   | 0      | 0      | 1      | 0    | 0    |
|                             |                           |     | 0.0%   | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0% |
|                             | (4) 小児医療水準を維持向上させるための環境整備 | 1   | 1      | 0      | 0      | 0    | 0    |
|                             |                           |     | 100.0% | 0.0%   | 0.0%   | 0.0% | 0.0% |
|                             |                           | 1   | 1      | 0      | 0      | 0    | 0    |
|                             |                           |     | 100.0% | 0.0%   | 0.0%   | 0.0% | 0.0% |
|                             | (3) 予防接種の推進               | 1   | 1      | 0      | 0      | 0    | 0    |
|                             |                           |     | 100.0% | 0.0%   | 0.0%   | 0.0% | 0.0% |

## (3)「3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」

## ① 各課別内部評価

下記は、基本目標に即した実施事業における各課別内部評価です。

| 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (2) |                                                |     |     |     |     |      |
|--------------------------------|------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 項目                             | 個別事業                                           | 担当課 | 推進度 | 達成度 | 利用度 | 全体評価 |
| <b>(3) 家庭や地域の教育力の向上</b>        |                                                |     |     |     |     |      |
| 1) 家庭教育への支援の充実                 |                                                |     |     |     |     |      |
|                                | ①家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実                          | 教育課 | A   | B   | A   | B    |
|                                | ②育て中の親が気軽に相談できる体制の整備                           | 教育課 | B   | B   | A   | B    |
| 2) 地域の教育力の向上                   |                                                |     |     |     |     |      |
|                                | ①地域における子どもの多様な体験活動の充実<br>(小・中学生における野外体験活動等の実施) | 教育課 | A   | B   | A   | B    |
|                                | ②生涯スポーツ社会の充実                                   | 教育課 | B   | B   | A   | B    |
|                                | ③世代間交流の推進                                      | 教育課 | B   | B   | B   | B    |
|                                | ④地域活動への教職員の自主的参加                               | 教育課 | B   | B   | B   | B    |
| <b>(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</b>   |                                                |     |     |     |     |      |
| 1) 子どもたちを有害環境から守るための取組         |                                                |     |     |     |     |      |
|                                | ①子どもたちを有害環境から守るための取組                           | 教育課 | B   | B   | A   | B    |



## 第2章 三股町次世代育成支援後期行動計画の基本施策別評価

### ② 基本施策別内部評価の割合

下記は、基本目標ごとに設定された基本施策別内部評価割合です。

| 基本目標                                | 基本施策                        |                           | 事業数 | A評価        | B評価         | C評価       | D評価       | E評価       |
|-------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|-----|------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 3<br>子どもの<br>教育環境の<br>健全な成長に<br>資する | (1) 次代の親の育成                 | 1) 子どもを生み育てることの意義に関する教育など | 1   | 0<br>0.0%  | 1<br>100.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% |
|                                     |                             | 2) 中学生の乳幼児ふれあい体験          | 1   | 0<br>0.0%  | 1<br>100.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% |
|                                     | (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備 | 1) 確かな学力の向上               | 2   | 0<br>0.0%  | 2<br>100.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% |
|                                     |                             | 2) 豊かな心の育成                | 4   | 2<br>50.0% | 2<br>50.0%  | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% |
|                                     | (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備 | 3) 豊かな体の育成                | 2   | 0<br>0.0%  | 2<br>100.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% |
|                                     |                             | 4) 信頼される学校づくり             | 5   | 2<br>40.0% | 3<br>60.0%  | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% |
|                                     |                             | 5) 幼児教育の充実                | 2   | 0<br>0.0%  | 2<br>100.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% |
|                                     | (3) 家庭や地域の教育力の向上            | 1) 家庭教育への支援の充実            | 2   | 0<br>0.0%  | 2<br>100.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% |
|                                     |                             | 2) 地域の教育力の向上              | 4   | 0<br>0.0%  | 4<br>100.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% |
|                                     | (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進       | 1) 子どもたちを有害環境から守るための取組    | 1   | 0<br>0.0%  | 1<br>100.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% |



## (4)「4 子育てを支援する生活環境の整備」

## ① 各課別内部評価

下記は、基本目標に即した実施事業における各課別内部評価です。

| 4 子育てを支援する生活環境の整備                    |                                |       |     |     |     |      |
|--------------------------------------|--------------------------------|-------|-----|-----|-----|------|
| 項目                                   | 個別事業                           | 担当課   | 推進度 | 達成度 | 利用度 | 全体評価 |
| <b>(1) 良質な住宅の確保</b>                  |                                |       |     |     |     |      |
| 1) ファミリー向け賃貸住宅の供給支援（※老朽化した町営住宅の建て替え） |                                |       |     |     |     |      |
|                                      | ①町営住宅建替事業                      | 都市整備課 | B   | B   | B   | B    |
| 2) 子育て期の多子世帯への優先入居                   |                                |       |     |     |     |      |
|                                      | ①子育て期の世帯への優先入居                 | 都市整備課 | B   | B   | B   | B    |
| 3) 住宅確保に関する情報提供                      |                                |       |     |     |     |      |
|                                      | ①住宅確保に関する情報提供                  | 都市整備課 | B   | B   | B   | B    |
| <b>(2) 良好な居住環境の確保</b>                |                                |       |     |     |     |      |
| 1) 子育て支援に対応した町営住宅の整備                 |                                |       |     |     |     |      |
|                                      | ①住宅確保に関する情報提供                  | 都市整備課 | B   | B   | B   | B    |
| 2) シックハウス対策の推進                       |                                |       |     |     |     |      |
|                                      | ①シックハウス対策                      | 都市整備課 | A   | A   | A   | A    |
| <b>(3) 安全な道路交通環境の整備</b>              |                                |       |     |     |     |      |
| 1) 幅の広い歩道の整備及び、バリアフリー対応型信号機の設置等      |                                |       |     |     |     |      |
|                                      | ①子どもが安全安心に通行できる環境整備            | 都市整備課 | B   | B   | B   | B    |
| <b>(4) 安心して外出できる環境の整備</b>            |                                |       |     |     |     |      |
| 1) 公共施設等のバリアフリー化の推進                  |                                |       |     |     |     |      |
|                                      | ①都市公園のバリアフリー                   | 都市整備課 | B   | B   | B   | B    |
| <b>(5) 安全・安心まちづくりの推進</b>             |                                |       |     |     |     |      |
| 1) 通学路や公園等の防犯・安全対策                   |                                |       |     |     |     |      |
|                                      | ①防犯灯の設置事業、防犯灯替え電球配布            | 教・総   | B   | B   | A   | B    |
| 2) 安全・安心のまちづくり                       |                                |       |     |     |     |      |
|                                      | ①少年指導員の巡回、交通指導員の街頭指導、各種防犯団体の巡回 | 総務企画課 | A   | B   | A   | B    |
| 3) 防犯性の高い建物部品、優良防犯機器の普及促進            |                                |       |     |     |     |      |
|                                      | ①防犯性の高い建物部品、優良防犯機器等の普及促進       | 総務企画課 | C   | C   | D   | D    |

## 第2章 三股町次世代育成支援後期行動計画の基本施策別評価

### ② 基本施策別内部評価の割合

| 基本目標                 | 基本施策               | 事業数                             | A評価    | B評価    | C評価  | D評価    | E評価  |
|----------------------|--------------------|---------------------------------|--------|--------|------|--------|------|
| 4<br>子育てを支援する生活環境の整備 | (1) 良質な住宅の確保       | 1) ファミリー向け賃貸住宅の供給支援             | 0      | 1      | 0    | 0      | 0    |
|                      |                    |                                 | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0%   | 0.0% |
|                      |                    | 2) 子育て期の多子世帯への優先入居              | 0      | 1      | 0    | 0      | 0    |
|                      |                    |                                 | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0%   | 0.0% |
|                      |                    | 3) 住宅確保に関する情報提供                 | 0      | 1      | 0    | 0      | 0    |
|                      |                    |                                 | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0%   | 0.0% |
|                      | (2) 良好な居住環境の確保     | 1) 子育て支援に対応した町営住宅の整備            | 0      | 1      | 0    | 0      | 0    |
|                      |                    |                                 | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0%   | 0.0% |
|                      | (2) 良好な居住環境の確保     | 2) シックハウス対策の推進                  | 1      | 0      | 0    | 0      | 0    |
|                      |                    |                                 | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0%   | 0.0% |
|                      | (3) 安全な道路交通環境の整備   | 1) 幅の広い歩道の整備及び、バリアフリー対応型信号機の設置等 | 0      | 1      | 0    | 0      | 0    |
|                      |                    |                                 | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0%   | 0.0% |
|                      | (4) 安心して外出できる環境の整備 | 1) 公共施設等のバリアフリー化の推進             | 0      | 1      | 0    | 0      | 0    |
|                      |                    |                                 | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0%   | 0.0% |
|                      | (5) 安全・安心まちづくりの推進  | 1) 通学路や公園等の防犯・安全対策              | 0      | 1      | 0    | 0      | 0    |
|                      |                    |                                 | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0%   | 0.0% |
|                      |                    | 2) 安全・安心のまちづくり                  | 0      | 1      | 0    | 0      | 0    |
|                      |                    |                                 | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0%   | 0.0% |
|                      |                    | 3) 防犯性の高い建物部品、優良防犯機器の普及促進       | 0      | 0      | 0    | 1      | 0    |
|                      |                    |                                 | 0.0%   | 0.0%   | 0.0% | 100.0% | 0.0% |



## (5)「5 職業生活と家庭生活との両立の推進」

## ① 各課別内部評価

下記は、基本目標に即した実施事業における各課別内部評価です。

| 5 職業生活と家庭生活との両立の推進                  |                       |       |     |     |     |      |
|-------------------------------------|-----------------------|-------|-----|-----|-----|------|
| 項目                                  | 個別事業                  | 担当課   | 推進度 | 達成度 | 利用度 | 全体評価 |
| <b>(1) 多様な働き方の実現</b>                |                       |       |     |     |     |      |
| 1) 多様な働き方を目指した意識改革のための広報・啓発・研修・情報提供 |                       |       |     |     |     |      |
|                                     | ①子育てに配慮した就業環境の整備      | 産業振興課 | C   | C   | C   | C    |
| <b>(2) 仕事と子育ての両立の推進</b>             |                       |       |     |     |     |      |
| 1) 仕事と子育ての両立のための社会資源の整備             |                       |       |     |     |     |      |
|                                     | ①仕事と子育ての両立のための社会資源の整備 | 福祉課   | A   | A   | A   | A    |
| 2) 仕事と子育ての両立支援の推進                   |                       |       |     |     |     |      |
|                                     | ①仕事と子育ての両立支援の推進       | 産業振興課 | C   | C   | C   | C    |

## ② 基本施策別内部評価の割合

下記は、基本目標ごとに設定された基本施策別内部評価割合です。

| 基本目標               | 基本施策             | 事業数 | A評価    | B評価  | C評価    | D評価  | E評価  |
|--------------------|------------------|-----|--------|------|--------|------|------|
| 5 職業生活と家庭生活との両立の推進 | (1) 多様な働き方の実現    | 1   | 0      | 0    | 1      | 0    | 0    |
|                    |                  |     | 0.0%   | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% |
|                    | (2) 仕事と子育ての両立の推進 | 1   | 1      | 0    | 0      | 0    | 0    |
|                    |                  |     | 100.0% | 0.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0% |
|                    |                  | 1   | 0      | 0    | 1      | 0    | 0    |
|                    |                  |     | 0.0%   | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% |

## (6)「6子ども等の安全の確保」

## ① 各課別内部評価

下記は、基本目標に即した実施事業における各課別内部評価です。

| 6 子ども等の安全の確保                       |                             |         |     |     |     |      |
|------------------------------------|-----------------------------|---------|-----|-----|-----|------|
| 項目                                 | 個別事業                        | 担当課     | 推進度 | 達成度 | 利用度 | 全体評価 |
| <b>(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進</b>   |                             |         |     |     |     |      |
| 1) 交通安全教育の実施                       |                             |         |     |     |     |      |
|                                    | ①交通安全教室の実施                  | 総務企画課   | B   | B   | C   | C    |
|                                    | ②合同交通指導の実施                  | 総務企画課   | D   | C   | C   | D    |
|                                    | ③三股町交番連絡協議会活動の開催            | 総務企画課   | B   | B   | A   | B    |
| 2) 交通安全教育指導者の育成                    |                             |         |     |     |     |      |
|                                    | ①交通安全教育指導者の育成               | 総務企画課   | C   | C   | C   | C    |
| <b>(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</b>  |                             |         |     |     |     |      |
| 1) 犯罪等に関する情報提供の推進                  |                             |         |     |     |     |      |
|                                    | ①防犯メールの活用                   | 総務企画課   | C   | C   | D   | D    |
| 2) 犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組          |                             |         |     |     |     |      |
|                                    | ①ランドセルカバーの配布                | 総務企画課   | A   | B   | B   | B    |
|                                    | ②自転車通学生の夜間指導                | 総務企画課   | C   | C   | C   | C    |
| 3) 学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進          |                             |         |     |     |     |      |
|                                    | ①関係団体との連携による夜間巡回の実施         | 総務企画課   | B   | B   | A   | B    |
|                                    | ②交通立ち番及び交通安全等の広報や活動         | 総務企画課   | B   | B   | C   | C    |
| 4) 安全教育の実施                         |                             |         |     |     |     |      |
|                                    | ①地域安全町民大会                   | 総務企画課   | D   | C   | D   | D    |
| 5) 「子ども110番おたすけハウス」等の防犯ボランティア活動の支援 |                             |         |     |     |     |      |
|                                    | ①「子ども110番おたすけハウス」の情報提供      | 教育課     | B   | B   | B   | B    |
| <b>(3) 被害に遭った子どもの保護の推進</b>         |                             |         |     |     |     |      |
| 1) 被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施         |                             |         |     |     |     |      |
|                                    | ①カウンセリングの実施                 | 総・福・教・町 | B   | B   | A   | B    |
| 2) 学校等の関係機関との連携によるきめ細やかな支援の実施      |                             |         |     |     |     |      |
|                                    | ①学校等の関係機関との連携によるきめ細やかな支援の実施 | 総・福・教・町 | B   | B   | A   | B    |

## ② 基本施策別内部評価の割合

下記は、基本目標ごとに設定された基本施策別内部評価割合です。

| 基本目標                | 基本施策                               |                           | 事業数  | A評価    | B評価   | C評価    | D評価    | E評価  |
|---------------------|------------------------------------|---------------------------|------|--------|-------|--------|--------|------|
| 6<br>子ども等の安全の確保     | (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進          | 1) 交通安全教育の実施              | 3    | 0      | 1     | 1      | 1      | 0    |
|                     |                                    |                           |      | 0.0%   | 33.3% | 33.3%  | 33.3%  | 0.0% |
|                     | (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進          | 2) 交通安全教育指導者の育成           | 1    | 0      | 0     | 1      | 0      | 0    |
|                     |                                    |                           |      | 0.0%   | 0.0%  | 100.0% | 0.0%   | 0.0% |
|                     | (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進         | 1) 犯罪等に関する情報提供の推進         | 1    | 0      | 0     | 0      | 1      | 0    |
|                     |                                    |                           |      | 0.0%   | 0.0%  | 0.0%   | 100.0% | 0.0% |
|                     |                                    | 2) 犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組 | 2    | 0      | 1     | 1      | 0      | 0    |
|                     |                                    |                           |      | 0.0%   | 50.0% | 50.0%  | 0.0%   | 0.0% |
|                     |                                    | 3) 学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進 | 2    | 0      | 1     | 1      | 0      | 0    |
|                     |                                    |                           |      | 0.0%   | 50.0% | 50.0%  | 0.0%   | 0.0% |
|                     |                                    | 4) 安全教育の実施                | 1    | 0      | 0     | 0      | 1      | 0    |
|                     |                                    |                           |      | 0.0%   | 0.0%  | 0.0%   | 100.0% | 0.0% |
|                     | 5) 「子ども110番おたすけハウス」等の防犯ボランティア活動の支援 | 1                         | 0    | 1      | 0     | 0      | 0      |      |
|                     |                                    |                           | 0.0% | 100.0% | 0.0%  | 0.0%   | 0.0%   |      |
| (3) 被害に遭った子どもの保護の推進 | 1) 被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施         | 1                         | 0    | 1      | 0     | 0      | 0      |      |
|                     |                                    |                           | 0.0% | 100.0% | 0.0%  | 0.0%   | 0.0%   |      |
|                     | 2) 学校等の関係機関との連携によるきめ細やかな支援の実施      | 1                         | 0    | 1      | 0     | 0      | 0      |      |
|                     |                                    |                           | 0.0% | 100.0% | 0.0%  | 0.0%   | 0.0%   |      |



## (7)「7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進」

## ① 各課別内部評価

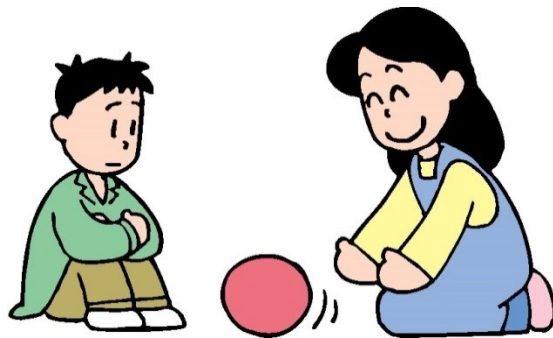
下記は、基本目標に即した実施事業における各課別内部評価です。

| 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進       |                                             |       |     |     |     |      |
|--------------------------------|---------------------------------------------|-------|-----|-----|-----|------|
| 項目                             | 個別事業                                        | 担当課   | 推進度 | 達成度 | 利用率 | 全体評価 |
| (1) 児童虐待防止対策の充実                |                                             |       |     |     |     |      |
| 1) 虐待防止ネットワークの設置               |                                             |       |     |     |     |      |
|                                | ①児童虐待防止ネットワークの設置                            | 福・町   | A   | A   | A   | A    |
|                                | ②定期的な実務者会の実施                                | 福・町   | A   | A   | A   | A    |
| 2) 総合的な親と子の心の健康づくり対策           |                                             |       |     |     |     |      |
|                                | ①児童相談所・福祉事務所との連携                            | 福・町   | A   | A   | A   | A    |
|                                | ②主任児童委員、民生委員・児童委員による訪問相談の実施                 | 福祉課   | A   | A   | A   | A    |
| (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進            |                                             |       |     |     |     |      |
| 1) 福祉サービス等利用に際しての配慮            |                                             |       |     |     |     |      |
|                                | ①経済的支援や養育費の確保、就労や子育て・日常的な生活に関する支援           | 福祉課   | A   | A   | A   | A    |
| 2) 相談体制の充実や情報提供                |                                             |       |     |     |     |      |
|                                | ①民生委員・児童委員による準要保護児童及びひとり親家庭実態調査・見守り訪問・相談の実施 | 福祉課   | A   | A   | A   | A    |
| 3) 就労促進のための協力要請                |                                             |       |     |     |     |      |
|                                | ①母子家庭等就業自立支援センターの斡旋紹介による就労支援の実施             | 福祉課   | D   | E   | E   | E    |
| 4) 母子福祉団体の受注機会の増大への配慮          |                                             |       |     |     |     |      |
|                                | ①母子寡婦福祉会の受注機会増大への配慮                         | 福祉課   | B   | B   | B   | B    |
| (3) 障がい児施策の充実                  |                                             |       |     |     |     |      |
| 1) 乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進      |                                             |       |     |     |     |      |
|                                | ①乳幼児健康診査の実施                                 | 町民保健課 | B   | B   | A   | B    |
|                                | ②学校における健康診断等の実施                             | 教育課   | A   | B   | A   |      |
|                                | ②学校における健康診断等の実施                             | 町民保健課 | B   | B   | B   |      |
| 2) 適切な医療・福祉サービスの充実及び、教育支援体制の整備 |                                             |       |     |     |     |      |
|                                | ①適切な医療・福祉サービスの充実及び、教育支援体制の整備                | 福祉課   | A   | A   | A   | A    |
| 3) 療育及び教育の適切な支援                |                                             |       |     |     |     |      |
|                                | ①特別なニーズがある児に対する適切な支援                        | 福祉課   | A   | A   | A   | A    |
| 4) 保育所における障がい児の受入れ             |                                             |       |     |     |     |      |
|                                | ①保育所への障がい児受入れ                               | 福祉課   | B   | B   | B   | B    |

## ② 基本施策別内部評価の割合

下記は、基本目標ごとに設定された基本施策別内部評価割合です。

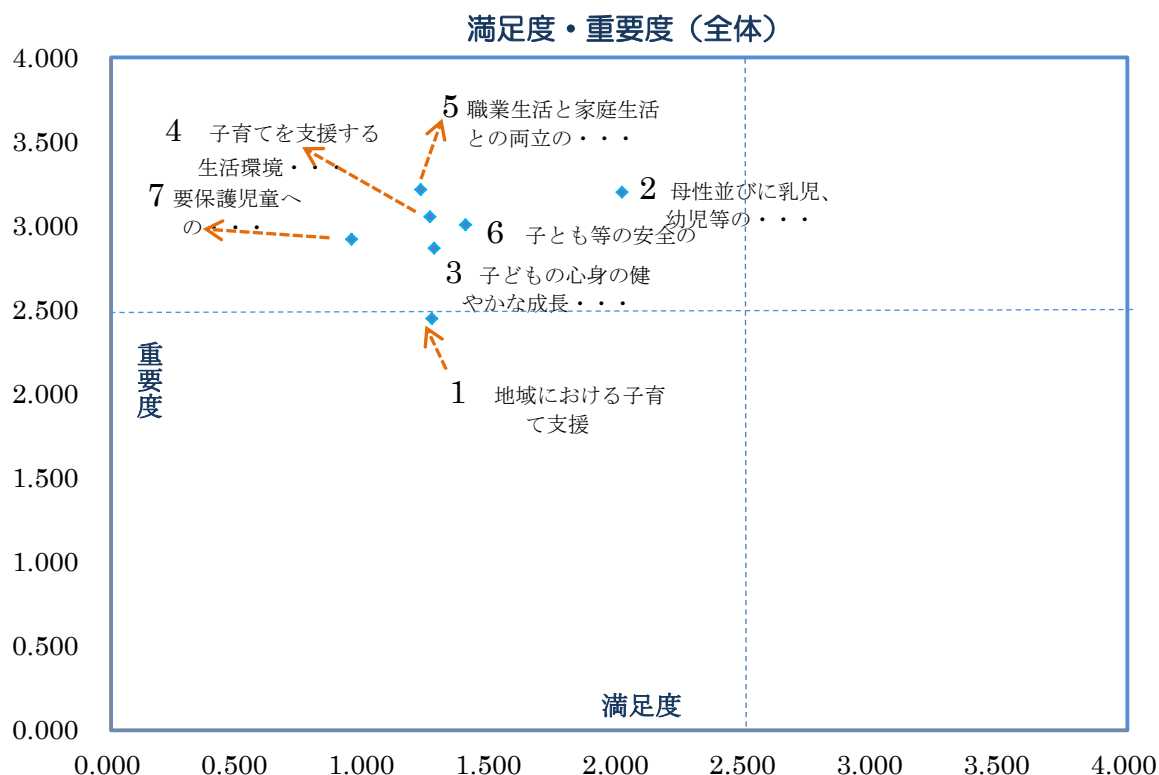
| 基本目標                        | 基本施策                | 事業数                            | A評価    | B評価    | C評価  | D評価  | E評価    |
|-----------------------------|---------------------|--------------------------------|--------|--------|------|------|--------|
| 7<br>要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進 | (1) 児童虐待防止対策の充実     | 1) 虐待防止ネットワークの設置               | 2      | 0      | 0    | 0    | 0      |
|                             |                     |                                | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0% | 0.0%   |
|                             |                     | 2) 総合的な親と子の心の健康づくり対策           | 2      | 0      | 0    | 0    | 0      |
|                             |                     |                                | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0% | 0.0%   |
|                             | (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 | 1) 福祉サービス等利用に際しての配慮            | 1      | 0      | 0    | 0    | 0      |
|                             |                     |                                | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0% | 0.0%   |
|                             |                     | 2) 相談体制の充実や情報提供                | 1      | 0      | 0    | 0    | 0      |
|                             |                     |                                | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0% | 0.0%   |
|                             |                     | 3) 就労促進のための協力要請                | 1      | 0      | 0    | 0    | 1      |
|                             |                     |                                | 0.0%   | 0.0%   | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
|                             |                     | 4) 母子福祉団体の受注機会の増大への配慮          | 1      | 0      | 1    | 0    | 0      |
|                             |                     |                                | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0%   |
|                             | (3) 障がい児施策の充実       | 1) 乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進      | 2      | 0      | 2    | 0    | 0      |
|                             |                     |                                | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0%   |
|                             |                     | 2) 適切な医療・福祉サービスの充実及び、教育支援体制の整備 | 1      | 1      | 0    | 0    | 0      |
|                             |                     |                                | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0% | 0.0%   |
|                             |                     | 3) 療育及び教育の適切な支援                | 1      | 1      | 0    | 0    | 0      |
|                             |                     |                                | 100.0% | 0.0%   | 0.0% | 0.0% | 0.0%   |
|                             |                     | 4) 保育所における障がい児の受入れ             | 1      | 0      | 1    | 0    | 0      |
|                             |                     |                                | 0.0%   | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0%   |



### 3 次世代育成支援後期行動計画の施策外部評価 全体

基本目標7領域では、各事業について、重要度と満足度を調査することにより、下記のような結果が得られました。重要度・満足度ともに、4.000(小数点以下3位)に近いほど、その比率が高くなります。基本目標別分布図では、5職業生活と家庭生活の両立の支援が最も重要であると評価しているものの、1地域における子育て支援、2母性並びに乳児、幼児等の健康の確保及び増進、3子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、6子どもの安全の確保の各基本目標ほど満足していないことがうかがえます。

| No. |                          | 最小値<br>最大値 | 満足度            | 重要度            |
|-----|--------------------------|------------|----------------|----------------|
|     |                          |            | 0.947<br>2.012 | 2.446<br>3.214 |
| 1   | 地域における子育て支援              |            | 1.264          | 2.446          |
| 2   | 母性並びに乳児、幼児等の健康の確保及び増進    |            | 2.012          | 3.198          |
| 3   | 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 |            | 1.272          | 2.866          |
| 4   | 子育てを支援する生活環境の整備          |            | 1.256          | 3.052          |
| 5   | 職業生活と家庭生活との両立の推進         |            | 1.219          | 3.214          |
| 6   | 子ども等の安全の確保               |            | 1.396          | 3.005          |
| 7   | 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進   |            | 0.947          | 2.918          |

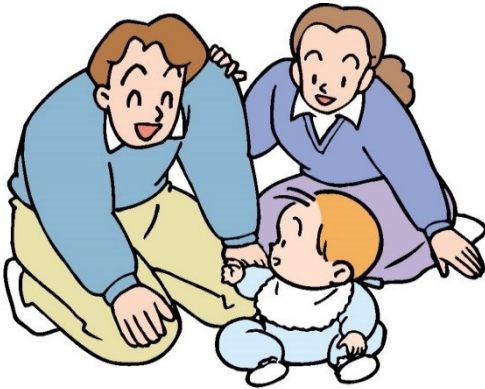
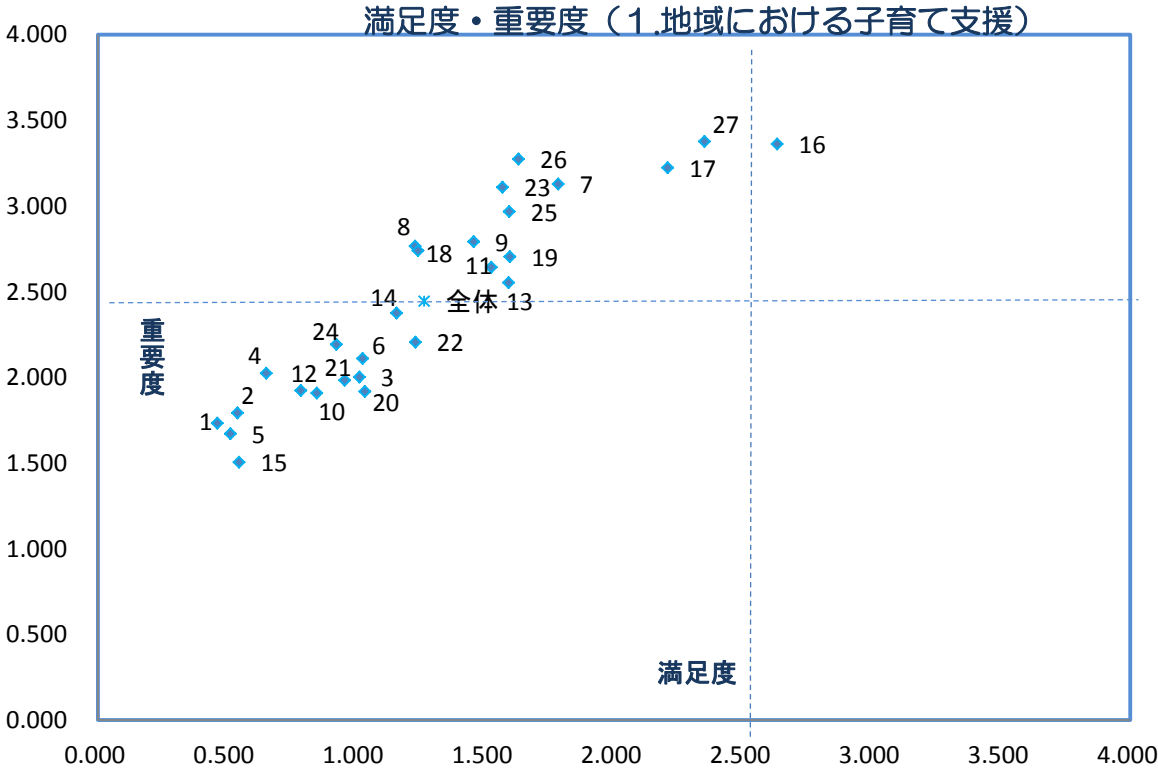


## (1) 基本目標 1 地域における子育て支援

## ① 集計表

|     |                            | 満足度   | 重要度   |
|-----|----------------------------|-------|-------|
| 最小値 |                            | 0.463 | 1.506 |
| 最大値 |                            | 2.633 | 3.378 |
| No. | 全体                         |       |       |
| 1   | 乳幼児健康支援一時預かり事業(産褥期ヘルパー)    | 0.463 | 1.734 |
| 2   | 乳幼児健康支援一時預かり事業(訪問型一時保育)    | 0.541 | 1.794 |
| 3   | 家庭訪問支援事業(子ども家庭支援員)         | 1.014 | 2.003 |
| 4   | 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育<派遣型>) | 0.653 | 2.026 |
| 5   | 家庭的保育事業(保育ママ)              | 0.514 | 1.671 |
| 6   | ファミリー・サポート・センターの設置         | 1.026 | 2.111 |
| 7   | 放課後児童健全育成事業(学童)            | 1.784 | 3.129 |
| 8   | 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育<施設型>) | 1.230 | 2.767 |
| 9   | 一時預かり保育事業                  | 1.456 | 2.793 |
| 10  | 特定保育事業                     | 0.849 | 1.908 |
| 11  | 幼稚園預かり保育事業                 | 1.525 | 2.643 |
| 12  | つどいの広場事業                   | 0.787 | 1.925 |
| 13  | 地域子育て支援センター事業              | 1.592 | 2.554 |
| 14  | 幼児教育に関する情報提供、相談事業          | 1.157 | 2.376 |
| 15  | 子育て支援総合コーディネート事業           | 0.548 | 1.506 |
| 16  | 通常保育                       | 2.633 | 3.363 |
| 17  | 延長保育                       | 2.209 | 3.225 |
| 18  | 休日保育                       | 1.241 | 2.741 |
| 19  | 保育サービスに関する情報提供             | 1.596 | 2.706 |
| 20  | 保育サービス評価の制度実施              | 1.035 | 1.918 |
| 21  | 地域における子育て支援等のネットワーク形成      | 0.957 | 1.983 |
| 22  | 子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布     | 1.231 | 2.206 |
| 23  | 放課後や週末等の居場所づくり             | 1.568 | 3.111 |
| 24  | 団体との連携による児童健全育成の取組         | 0.924 | 2.192 |
| 25  | 児童館活動の充実                   | 1.595 | 2.969 |
| 26  | 夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり   | 1.631 | 3.274 |
| 27  | 保育所、保育園及び児童館の施設整備          | 2.351 | 3.378 |

② 集計分布図



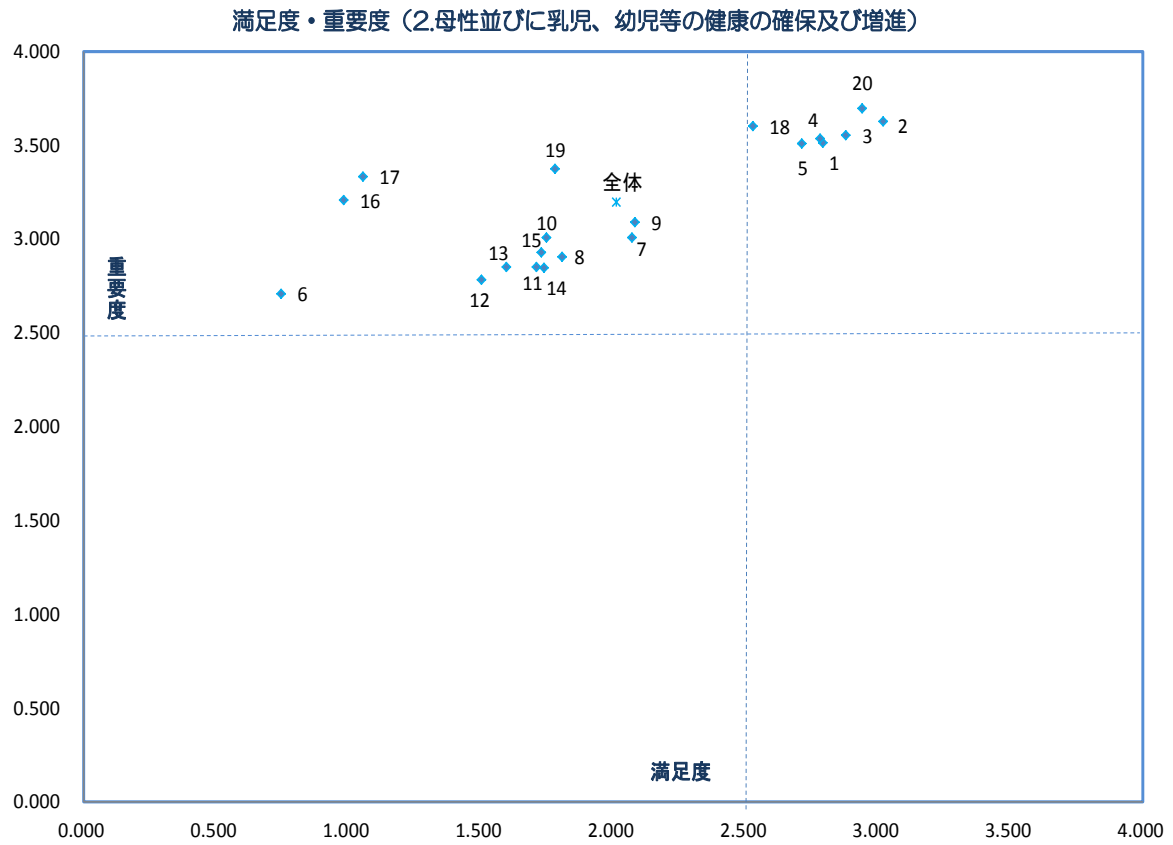
## (2) 基本目標 2 母性並びに乳児、幼児等の健康の確保及び増進

## ① 分布表

・ 母親と子どもの健康確保及び増進

|     |                                | 満足度   | 重要度   |
|-----|--------------------------------|-------|-------|
| 最小値 |                                | 0.746 | 2.708 |
| 最大値 |                                | 3.020 | 3.697 |
| No. | 全体                             |       |       |
| 1   | 妊婦健診の実施                        | 2.792 | 3.513 |
| 2   | 乳児健診                           | 3.020 | 3.628 |
| 3   | 1歳6か月児健診                       | 2.879 | 3.554 |
| 4   | 2歳6か月児歯科健診                     | 2.782 | 3.536 |
| 5   | 3歳児健診                          | 2.713 | 3.508 |
| 6   | ハイリスク妊婦への家庭訪問の実施               | 0.746 | 2.708 |
| 7   | 新生児・産婦の家庭訪問の実施                 | 2.072 | 3.007 |
| 8   | 生後3か月児の家庭訪問実施                  | 1.808 | 2.905 |
| 9   | 助産師による「おっぱい相談事業」の実施(母乳育児の推進)   | 2.083 | 3.090 |
| 10  | 歯科衛生士による個別相談の実施                | 1.748 | 3.009 |
| 11  | 母親学級の実施                        | 1.710 | 2.851 |
| 12  | 両親学級の実施                        | 1.503 | 2.782 |
| 13  | 育児教室の実施                        | 1.597 | 2.851 |
| 14  | 離乳食教室等の実施                      | 1.740 | 2.846 |
| 15  | 母親学級(妊婦)、離乳食教室(乳児・授乳婦)への食生活指導  | 1.730 | 2.929 |
| 16  | 性に関する正しい知識の普及(小・中学校連携)         | 0.982 | 3.207 |
| 17  | 喫煙・飲酒・薬物に関する知識の普及(小・中学校連携)     | 1.056 | 3.333 |
| 18  | 小児医療の充実                        | 2.528 | 3.603 |
| 19  | 誤飲・転落・火傷等、事故防止のための啓発(育児教室における) | 1.781 | 3.374 |
| 20  | 予防接種                           | 2.940 | 3.697 |

② 集計分布図



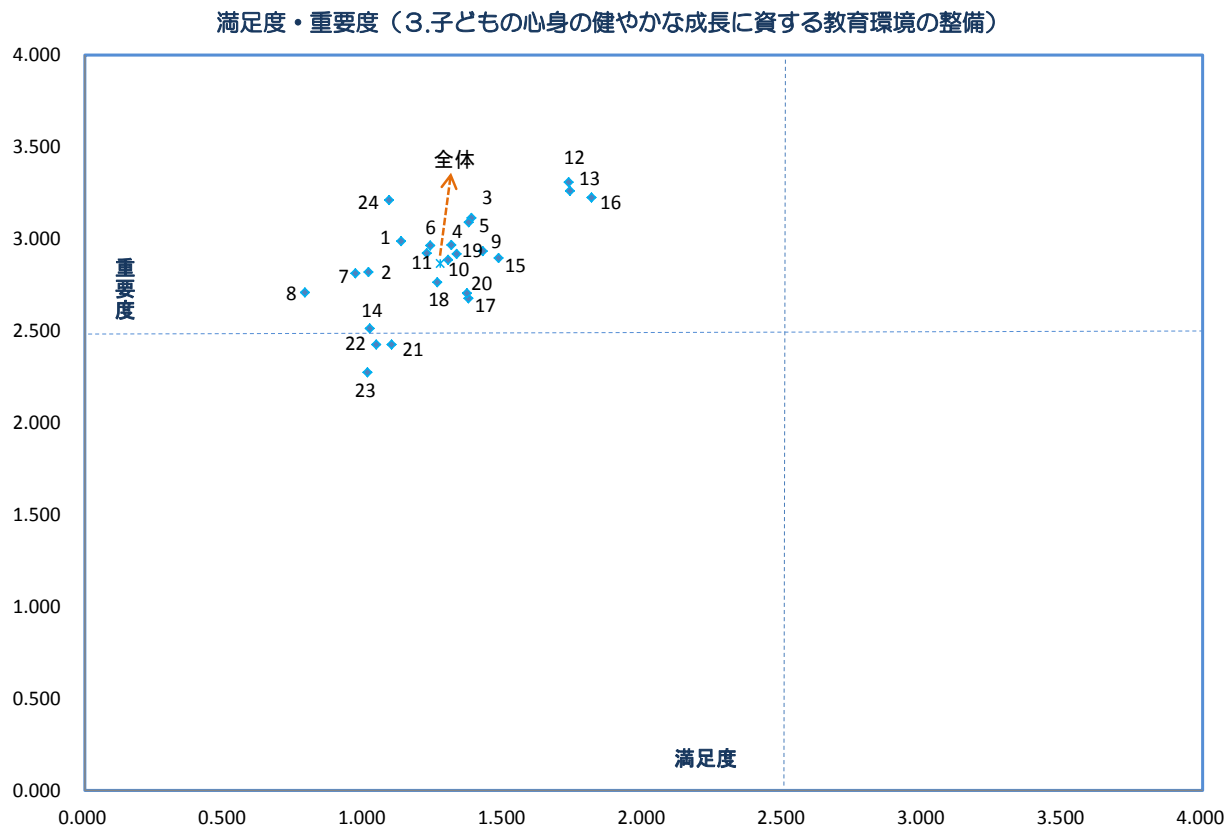
## (3) 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

## ① 分布表

・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

|     |                                           | 満足度   | 重要度   |
|-----|-------------------------------------------|-------|-------|
| 最小値 |                                           | 0.788 | 2.274 |
| 最大値 |                                           | 1.814 | 3.308 |
| No. | 全体                                        | 1.272 | 2.866 |
| 1   | 子どもを生み育てることの意義に関する教育                      | 1.132 | 2.987 |
| 2   | 中学生の乳幼児ふれあい体験                             | 1.016 | 2.819 |
| 3   | 子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実                   | 1.384 | 3.113 |
| 4   | ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化                  | 1.331 | 2.917 |
| 5   | 道德教育の充実                                   | 1.374 | 3.090 |
| 6   | 地域との連携による多様な体験活動の推進(中学校職場体験学習等)           | 1.236 | 2.964 |
| 7   | 専門家による相談体制の強化                             | 0.969 | 2.811 |
| 8   | 子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくり不妊治療対策の推進           | 0.788 | 2.707 |
| 9   | 学校地域のスポーツ環境の充実                            | 1.424 | 2.933 |
| 10  | 健康教育の推進                                   | 1.301 | 2.885 |
| 11  | 教員に対する適正評価の実施                             | 1.224 | 2.921 |
| 12  | 安全で豊かな学校施設の整備                             | 1.737 | 3.261 |
| 13  | 児童生徒の安全管理                                 | 1.732 | 3.308 |
| 14  | 学校評議員制度の活用                                | 1.020 | 2.512 |
| 15  | 地域に根差した特色ある学校づくり                          | 1.481 | 2.895 |
| 16  | 幼稚園・保育所と小学校との連携                           | 1.814 | 3.224 |
| 17  | 幼稚園就園奨励費補助金                               | 1.373 | 2.676 |
| 18  | 家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実                      | 1.262 | 2.764 |
| 19  | 育て中の親が気軽に相談できる体制の整備                       | 1.312 | 2.966 |
| 20  | 地域における子どもの多様な体験活動の充実(小・中学生における野外体験活動等の実施) | 1.368 | 2.704 |
| 21  | 生涯スポーツ社会の充実                               | 1.099 | 2.424 |
| 22  | 世代間交流の推進                                  | 1.043 | 2.424 |
| 23  | 地域活動への教職員の自主的参加                           | 1.012 | 2.274 |
| 24  | 子どもたちを有害環境から守るための取組                       | 1.089 | 3.210 |

② 集計分布図



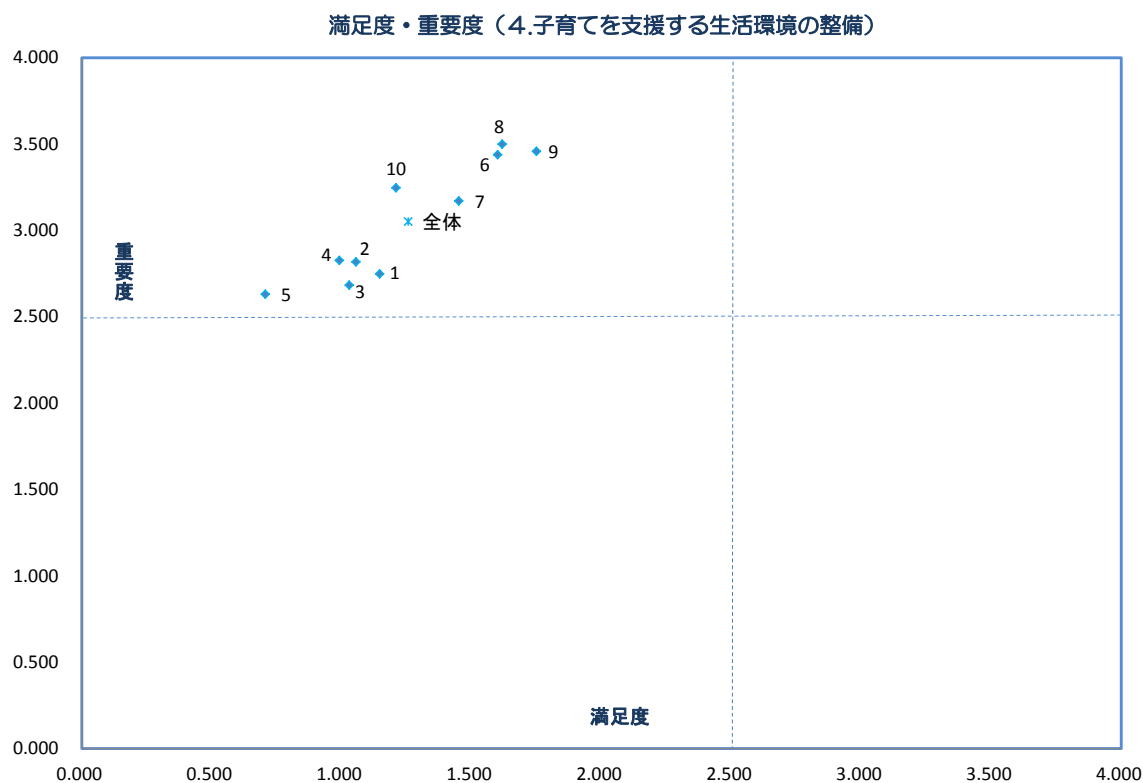
# (4) 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

## ① 分布表

・子育てを支援する生活環境の整備

| No. |                               | 最小値 | 満足度   | 重要度   |
|-----|-------------------------------|-----|-------|-------|
|     |                               |     | 0.706 | 2.630 |
|     |                               |     | 最大値   | 3.499 |
|     | 全体                            |     | 1.256 | 3.052 |
| 1   | 町営住宅建替事業                      |     | 1.147 | 2.748 |
| 2   | 子育て期の世帯への優先入居                 |     | 1.055 | 2.818 |
| 3   | 住宅確保に関する情報提供                  |     | 1.030 | 2.683 |
| 4   | 子育て支援に対応した町営住宅の整備             |     | 0.992 | 2.826 |
| 5   | シックハウス対策                      |     | 0.706 | 2.630 |
| 6   | 子どもが安全安心に通行できる環境整備            |     | 1.601 | 3.439 |
| 7   | 都市公園のバリアフリー                   |     | 1.451 | 3.170 |
| 8   | 防犯灯の設置事業、防犯灯替え電球配布            |     | 1.618 | 3.499 |
| 9   | 少年指導員の巡回、交通指導員の街頭指導、各種防犯団体の巡回 |     | 1.750 | 3.457 |
| 10  | 防犯性の高い建物部品、優良防犯機器等の普及促進       |     | 1.209 | 3.247 |

## ② 集計分布図

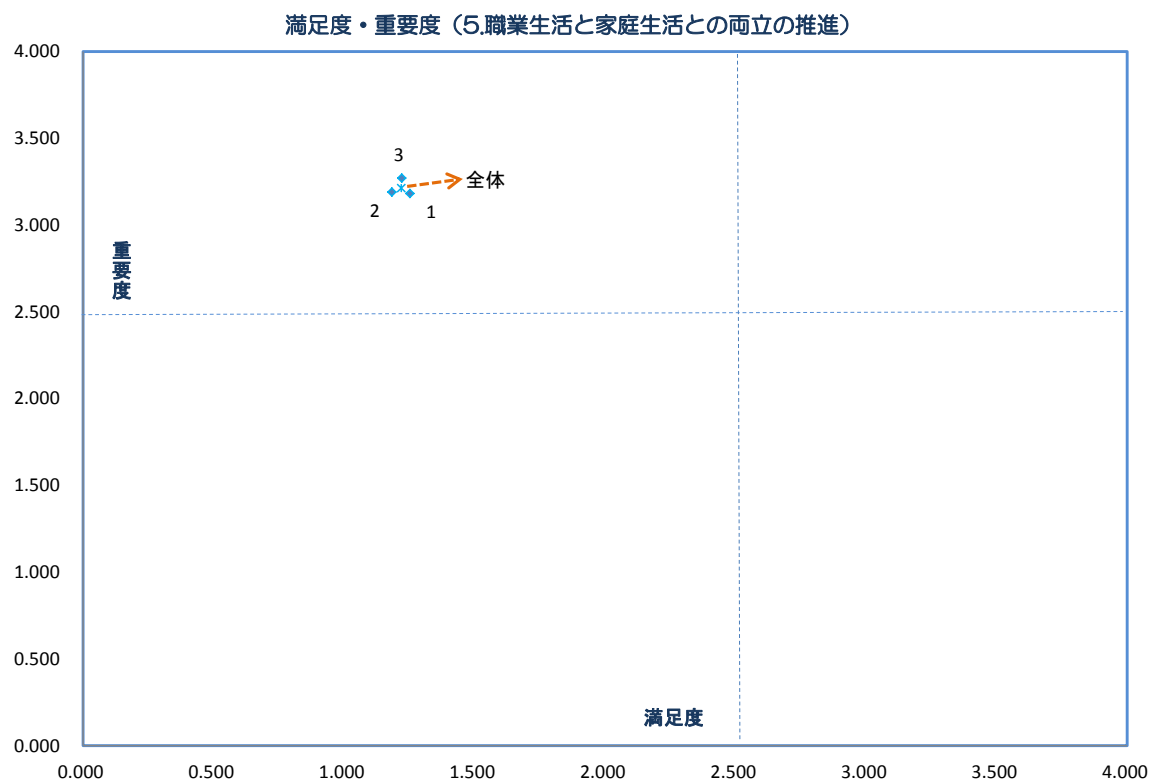


## (5) 基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### ① 分布表

|     |                      | 満足度   | 重要度   |
|-----|----------------------|-------|-------|
| 最小値 |                      | 1.183 | 3.181 |
| 最大値 |                      | 1.253 | 3.270 |
| No. | 全体                   | 満足度   | 重要度   |
| 1   | 子育てに配慮した就業環境の整備      | 1.253 | 3.181 |
| 2   | 仕事と子育ての両立のための社会資源の整備 | 1.183 | 3.189 |
| 3   | 仕事と子育ての両立支援の推進       | 1.222 | 3.270 |

### ② 集計分布図



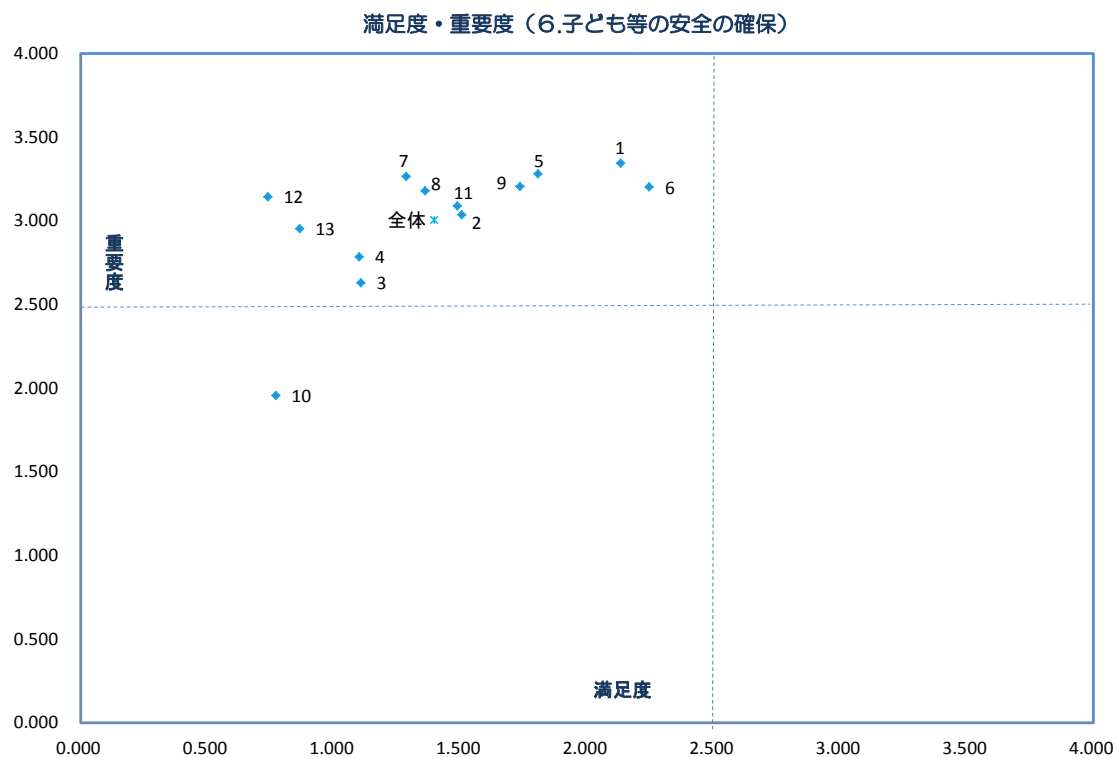
## (6) 基本目標 6 子どもの安全の確保

### ① 分布表

・子どもの安全の確保

| No. | 全体                         | 満足度   | 重要度   |
|-----|----------------------------|-------|-------|
|     |                            | 最小値   | 1.955 |
|     |                            | 最大値   | 3.344 |
|     | 全体                         | 1.396 | 3.005 |
| 1   | 交通安全教室の実施                  | 2.133 | 3.344 |
| 2   | 合同交通指導の実施                  | 1.506 | 3.035 |
| 3   | 三股町交番連絡協議会活動の開催            | 1.107 | 2.629 |
| 4   | 交通安全教育指導者の育成               | 1.101 | 2.784 |
| 5   | 防犯メールの活用                   | 1.806 | 3.280 |
| 6   | ランドセルカバーの配布                | 2.246 | 3.202 |
| 7   | 自転車通学生の夜間指導                | 1.286 | 3.265 |
| 8   | 関係団体との連携による夜間巡回の実施         | 1.361 | 3.178 |
| 9   | 交通立ち番及び交通安全等の広報や活動         | 1.735 | 3.204 |
| 10  | 地域安全町民大会                   | 0.771 | 1.955 |
| 11  | 「子ども110番おたすけハウス」の情報提供      | 1.488 | 3.088 |
| 12  | カウンセリングの実施                 | 0.740 | 3.143 |
| 13  | 学校等の関係機関との連携によるきめ細やかな支援の実施 | 0.865 | 2.953 |

### ② 集計分布図



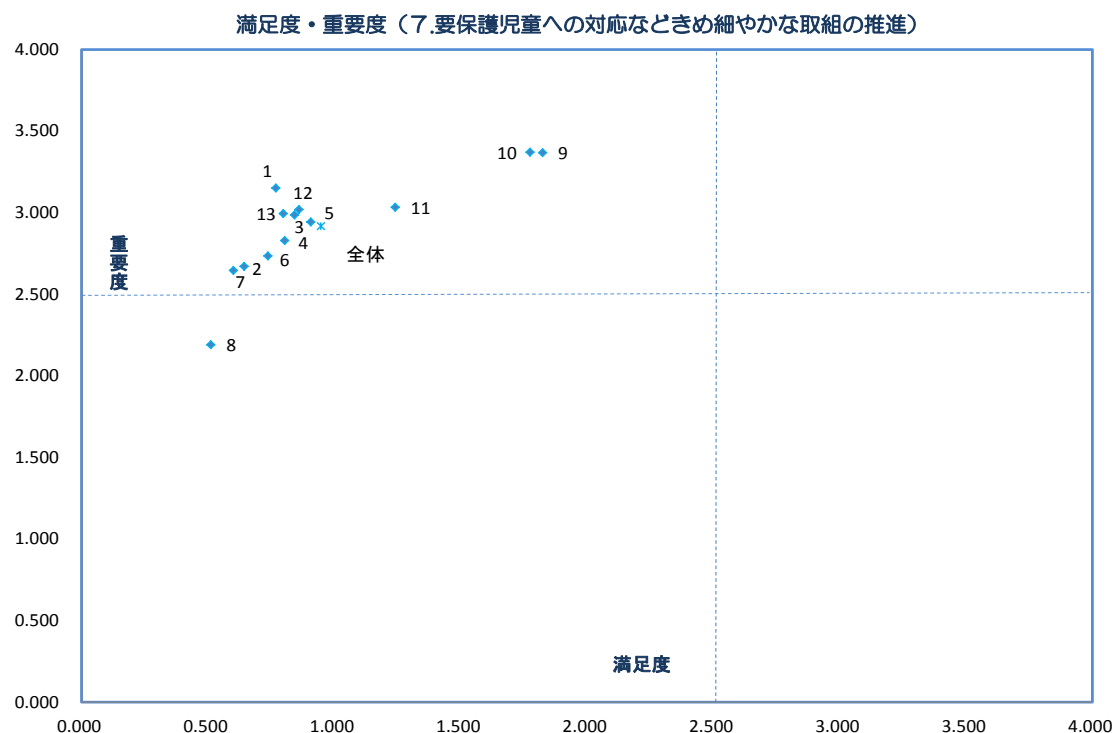
## (7) 基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

## ① 分布表

・ 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

|     |                                            | 満足度   | 重要度   |
|-----|--------------------------------------------|-------|-------|
| 最小値 |                                            | 0.512 | 2.191 |
| 最大値 |                                            | 1.825 | 3.370 |
| No. | 全体                                         |       |       |
| 1   | 児童虐待防止ネットワークの設置                            | 0.770 | 3.151 |
| 2   | 定期的な実務者会の実施                                | 0.644 | 2.670 |
| 3   | 児童相談所・福祉事務所との連携                            | 0.843 | 2.985 |
| 4   | 主任児童委員、民生委員・児童委員による訪問相談の実施                 | 0.805 | 2.829 |
| 5   | 経済的支援や養育費の確保、就労や子育て・日常的な生活に関する支援           | 0.907 | 2.943 |
| 6   | 民生委員・児童委員による準要保護児童及びひとり親家庭実態調査・見守り訪問・相談の実施 | 0.738 | 2.735 |
| 7   | 母子家庭等就業自立支援センターの斡旋紹介による就労支援の実施             | 0.601 | 2.645 |
| 8   | 母子寡婦福祉会の受注機会増大への配慮                         | 0.512 | 2.191 |
| 9   | 乳幼児健康診査の実施                                 | 1.825 | 3.368 |
| 10  | 学校における健康診断等の実施                             | 1.775 | 3.370 |
| 11  | 適切な医療・福祉サービスの充実及び、教育支援体制の整備                | 1.242 | 3.033 |
| 12  | 特別なニーズがある児に対する適切な支援                        | 0.860 | 3.018 |
| 13  | 保育所への障がい児受入れ                               | 0.799 | 2.995 |

## ② 集計分布図



## (8) 外部評価に対する諸意見

## ① 施策に対する意見

|    |                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 障害児の受け入れにあたっては専門の知識を持った人を配置する必要があると思います。                                                                                                                                                                                                      |
| 2  | 子供の健診の日が限られているため仕事の休みが取れなく行けませんでした。人数も多くとても混むので何とかして頂きたい。                                                                                                                                                                                     |
| 3  | 同じ三股町でも、梶山、長田、宮村などはもう少し力を入れていかないとこの先子供達は少なくなる一方だと思います。畑や田んぼの空いてるところを出来るだけ町営団地などに立て替えたり。(若いひととはできればきれいで新しい方がいいと思うので)                                                                                                                           |
| 4  | ランドセルカバーはランドセルがA4サイズになったため3か月程で破れてしまうのでサイズを少し大きくしてほしいです。                                                                                                                                                                                      |
| 5  | 母子支援はちゃんと母と子で生活されているのか調査も必要かと。生活保護はもらい、同棲をし相手も働いているのでそこからも入り、普通の家庭より多くの額になる方もいるかと。                                                                                                                                                            |
| 6  | 小学生の医療費についてももう少し自己負担額を減らしてほしい。                                                                                                                                                                                                                |
| 7  | 児童クラブ8:00~9:00の間2000円かかるというのが不満。1時間の為に2000円だったら仕事を遅らせて行く(9:00~クラブに行かせる)他ない。今まではなかったのに今年度からというのはおかしくないか。また仕事で有料金の支払いに行けないのに金融機関が平日しかあいていないのでコンビニ支払も可能にしてほしい。ファミリーサポートセンターの利用が分かりづらい。「子ども110番おたすけハウス」は子供達に話はいつているのか。有るだけじゃ意味がない。学校で子供達に話がないのでは。 |
| 8  | 勝岡小学校区に児童館がない。学校内に作ってもらいたい。                                                                                                                                                                                                                   |
| 9  | 子供や年配の方全ての人がすみよい町になりますように。                                                                                                                                                                                                                    |
| 10 | ニーズに合ったサポートを充実させてほしい。条件にあって児童館等利用しサポートを受けている人もいるが、必要だけど条件に合わなくてサポート受けられずに困った経験があるのは私だけでしょうか。困っている人を見捨てず手をさしのべる行政であって欲しい。とても子育てしにくい環境です。                                                                                                       |
| 11 | 保育所で障がい児を受け入れるのなら専門的知識のある職員を採用するなどの受け入れ側の体制をしっかりと整えるべき。                                                                                                                                                                                       |
| 12 | 母子家庭の方はあまりにも優遇され過ぎてる気がする。                                                                                                                                                                                                                     |
| 13 | 三股町は子育て支援(環境)が充実していると聞き転入してきた。今後更なる発展を期待したい。集団で行う健診はかなり形式的になっている気がする。例えば園での健診を欠席した際、後日病院に受けに行ったが聴診器を1度胸に当てただけだったり学校での歯科検診で要受診の紙をもらい歯科受診したが医師ではなく助手が見ただけだった。意味がないように思う。                                                                        |
| 14 | HPIにもう少し詳細(各内容の)を載せてほしい。                                                                                                                                                                                                                      |
| 15 | 福祉事業は多種多様で、満足といえる内容であり子育て制度は充実している。ただ、このアンケートにある施設や制度が重要ではない。教育はあくまで人がするものであり親や支援してくれる人が心豊かに教育できる国づくりが必要だと思う。                                                                                                                                 |
| 16 | 各分野の事業内容などをまとめた冊子等の配布は考えてないのでしょうか。分からない事業内容等もあり町民の意見を取り入れていくのであれば情報をもっと提供してもらいたいです。                                                                                                                                                           |
| 17 | 中学校の自転車許可の範囲を広げてほしい。特に榛田、谷方面は児童も少なく親が仕事をして迎えに行けないとき大変困ります。実際自分も辛い思いをしてトラウマになっているので地区、学校側で検討してほしい。何かあってからでは遅いと思います。子供を守ってください。よろしくお願いします。                                                                                                      |
| 18 | 児童が安心して遊べる環境(公園や運動公園)がない。雨の日でも活動できる場所を作って欲しいです。                                                                                                                                                                                               |
| 19 | 子育て支援センターをいつでも遊べるようにしてほしい。雨の日は子どもを元気に遊ばせる場所がなく困っています。                                                                                                                                                                                         |
| 20 | まじめにやっている人がバカを見ることが多い。(特に母子家庭)本当に困っているところは良いが本当に大変なの？と感じる人がいる。                                                                                                                                                                                |
| 21 | 項目にあげられている事業はすべて町で行っている事業なのですか。事業名をあげられても内容が分からないものが多かったので事業の満足度が「わからない」ばかりです。役場の方は窓口に向向いてもすぐ気付いて対応して下さるので行きやすいです。雰囲気も良くなっていると思います。少人数でたくさんの事業を行うのは大変だと思いますが町のため、町民のためがんばってください。                                                              |
| 22 | 子どもがスクスク育つ地域づくりをお願いします。                                                                                                                                                                                                                       |
| 23 | 是非中学卒業まで医療費の免除、予防接種の費用免除をお願いします。三股っ子の健康を守るために。                                                                                                                                                                                                |
| 24 | 母子家庭は優遇され過ぎのような気がする。意外とぜいたくな生活をしているように思います。                                                                                                                                                                                                   |
| 25 | 役場の人によって言っていることが違いすぎるし間違ったときは責任の押し付け合い。私のせいにされました。                                                                                                                                                                                            |

## 第2章 三股町次世代育成支援後期行動計画の基本施策別評価

### ② 事業に関する意見

|   |                                                                                                                       |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 知らない事業、利用していない事業がたくさんありもっと知りたいと思う。                                                                                    |
| 2 | 様々な個別事業がありすぎて内容もよく分からないので回答しづらいものでした。初めてこんな事業を知る感じです。まずは様々な事業と内容を知ってもらうこと(広めること)が大切だと思います。                            |
| 3 | 出産準備、育児に関する知識の普及は産婦人科も行っているのでもちらで学習会に参加した。そういう人も多いのでは。                                                                |
| 4 | ランドセルカバーをもっと丈夫な作りにしてほしいです。すぐやぶけて大変です。1年間つけておくのが大変です。                                                                  |
| 5 | 児童館を見てくれる方、もっとちゃんと見てほしい。                                                                                              |
| 6 | 事業の満足度について分からないものが多すぎた。三股町が色んな事業に取り組んでいることが分かった。                                                                      |
| 7 | 現状が分からない事業が多すぎて答えられない質問が多すぎます。このような分析よりは文章による要望をみんなの本当の声を拾い上げてほしいです。具体的にはスポーツ少年団のような数を増やして無料にして放課後や土曜日に子供を預かって欲しいです。  |
| 8 | 設問の中の子育て支援の内容を知らないことが多く支援事業の周知徹底が十分でないと感じた。積極的な情報提供を望みます。                                                             |
| 9 | どう機能しているか分からない事業が多く(利用していないか知らない)ありました。しかしながら三股町の子育て家庭に対する取組に熱意というか丁寧さを感じることは多々あります。定期的に意見や感想等を述べる機会があれば是非協力したいと思います。 |

### ③ 子どもの教育・子育てに関する意見

|   |                                                                                                                                                    |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 子育てで苦労している母親が多い。昔のように祖父母も忙しい人が多い。夫婦で協力できてない人もいるがやはり母親のサポートが充実していると良いのかなと思う。子連れでも行きやすい場所もあると良いと思う。やっぱり周囲が気になるのだ。                                    |
| 2 | 子育てしやすい仕事はほとんどないと思います。子供と一緒に過ごしたくても、生活のためには仕事をしなくてはなりません。                                                                                          |
| 3 | 妊娠期への支援はなぜそんなに必要かと思う。個人個人で自己管理をしなくてはという意識を高めさせる為に税金を無駄遣いしない為に。新生児・産婦への自宅訪問も必要ないと思う。必要な人は自分で努力して病院に行く等してほしい。ランドセルカバーは購入時に入っていたり自分でも購入できるので町からは必要ない。 |
| 4 | 三股小学校に子どもが通っています。現在6年1組の担任をされている先生が教員に適していないような言動をされています。自分の子供は絶対に受け持ていただきたくありません。                                                                 |
| 5 | 通っている保育園に子どもが小食でなかなかごはんが進まず介助してることを相談すると「もうすぐ小学生なんだから甘やかさず自分で食べるようにしてください」との返答だったけど育児相談の返答を理想論ではなくもっと現実的で具体的な助言してほしい。                              |
| 6 | 月齢の違う子供達が集まる事に抵抗があり行きにくかった。                                                                                                                        |

### ④ 地域（活動等）に関する意見

|   |                                                                                        |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 中学生と思われる子供の喫煙を時々見かけることがあります。(コンビニ裏、公衆トイレ) そもそもタバコをどこで入手しているのでしょうか。少なくとも三股町でないことを願いますが。 |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------|

⑤ 防犯・交通等に関する意見

|   |                                                                                                                                    |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 全般に街灯が少なすぎるため増やしてほしい。                                                                                                              |
| 2 | 都三道路のジョイフルからコスモストライアルまでが街灯が少なく夜間とても暗いです。部活動で帰りが遅くなる子供達もいるのでもう少し街灯が増えるといいと思います。                                                     |
| 3 | 交通事故が多い十字路に点滅信号等整備を早く進めてほしい。                                                                                                       |
| 4 | 三股町は広いので、山中、田んぼ道などまだまだ下校等暗く外灯が欲しいと思うところが多くあります。徐々に増えていき事故、犯罪の起きにくい地域となって欲しいです。                                                     |
| 5 | 越してきてまだ1年。子供も幼児で三股町のことは分からない事だけですが、子どもが安全に過ごせる環境であることを期待しています。家族で過ごす環境としては大変満足しているので、あとは我が子が小学生になったときの地域や学校の環境が安心できるものであるよう願っています。 |
| 6 | 植木は住宅が増えていますが街灯が少なすぎます。子供たちの安全のため点検をお願いします。                                                                                        |

⑥ アンケートに関する意見

|   |                                                                       |
|---|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 | アンケートの量が多すぎます。仕事、家事、子育てをしている主婦にとっては子どもが眠ってからでも忙しくアンケートにすぐ時間をとられてしまった。 |
| 2 | 最近越してきたので三股町でどんな活動をしているのか知らないのであまり書けませんでした。でもどれも重要だと思います。             |
| 3 | 意味が分からない質問が多かった。評価しづらい項目が多い。支援実施か内容についての判断が難しい。                       |
| 4 | 事業の満足度を問われても実態あが分からないので解答のしようがない。                                     |





# 第3章

## 子ども・子育ての施策



## 第3章 子ども・子育ての施策

### 1 基本理念

次の社会を担う子ども一人ひとりが、その生涯を通じて人として人間性を育み、社会へ参加、参画できる「主体」となるよう、家庭、学校等、地域自治組織及び住民活動組織、児童福祉施設、事業者、町民、行政に携わる関係者が一体となって子どもの成長と自立を支援します。

子どもの最善の利益のため、さまざまな事業に取り組み、世代や立場を超えたすべての町民が、『あたたかく活力があふれ、子育ての楽しさを実感できるまち』を目指します。

#### 基本理念

**あたたかく活力があふれ、子育ての楽しさを実感できるまち**

### 2 基本目標

子どもの最善の利益のため、また、子育てを支える地域をつくり『あたたかく活力があふれ、子育ての楽しさを実感できるまち』の基本理念を受けて、本計画の基本目標を次の3つとし、本計画を策定、個別事業を実施していきます。

目標 1 子どもが健やかに育つよう、すべての家庭における子どもの養育を社会全体で支援します。

目標 2 子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て環境を整備します。

目標 3 次世代の親となるための豊かな人間性を育み、自立して家庭をもつことが出来るよう、社会全体で支援します。

### 3 基本柱となる項目

次世代育成支援対策後期行動計画では、7つの基本目標に基づいて事業を進めてきました。

子ども・子育て支援事業計画では、次世代育成支援対策後期行動計画での取組を継続しながらも、新たな課題に対応した体系が必要となります。そのため、新計画では6つの基本柱を設定し、次世代育成支援対策後期行動計画の基本となる重点施策を継承します。

#### **基本柱 1 子どもの権利が守られる社会づくり**

---

すべての子どもの自立を実現するために、協働により子どもの自立につながる取組を推進します。

また、子どもの最善の利益の実現のために、子どもの育ちを支援していく役割を担う体制を明確にしています。

子どもの最善の利益が実現するためには、社会全体で子どもが生き生きと過ごし、安心して生きる、自分らしく活力をもってこころ豊かに生き生きと育つよう、最も基本的な環境支援を、より一層促進していくことに努めます。

#### **基本柱 2 子どもが社会に参加するための環境づくり**

---

次代を担うすべての子どもたちが、自立し社会に参加するため、障がいのある子に対しては、異なる特別な存在ではなく、皆と同じように当たり前に生活できるように、一人ひとりの特性に応じた継続的な相談や支援の取組を推進します。

ひとり親家庭に対しては、子育てと生計の役割を一人で担っていることから、子どもの養育や経済的な面での困難に直面していることが多いため、関係機関の連携による就労・養育等の支援を促進します。

また、子どもが健やかに成長していく上での様々な問題に対応するため、子どもや子育て家庭が安心して利用できる相談窓口が求められています。そのために、関係者が連携して総合的に対応していく必要があります。

さらに、あらゆる活動を通して子どもの参加をより一層推進するため、学校や地域などで子どもが参加できる機会を設けるなど、地域に根ざした取組を推進します。

### 基本柱 3 仕事と家庭のよりよいバランスを実現する社会づくり

---

仕事と家庭を調和する社会を実現するためには、社会全体で男女共同参画社会を推進し、働き方の見直しを進めることが重要です。今後も、ワーク・ライフ・バランスの重要性についてさらなる普及啓発が必要と考えられます。

本町では、これまでも安心して子育てができる住みよく暮らしやすい環境の整備を推進してきました。今後、さらに仕事と子育ての両立にむけた支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、関係団体と連携を図りながら広報・啓発・情報提供等の活動を図ります。

一方、子育てしながら安心して働き続けるためには、多様な保育ニーズに柔軟に対応することが求められています。これからも、既存の保育サービスを十分に提供できる体制の整備をおこない、人口の集中する地区・学校区における放課後児童クラブの拡充・整備により、仕事と子育てが両立できるよう、さらなる保育サービスの充実に向けた取組を継続して行います。

### 基本柱 4 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境づくり

---

すべての子どもの自立の実現に向けて、成長に伴って子どもが関わるあらゆる場が、自立した社会性のある大人へと成長する場であるとの認識が必要です。なかでも、子どもが多く時間を過ごす学校での取組は重要であると考えます。

学校教育では、学力向上はもちろん、社会生活を送る上での必要な基礎、基本の確実な定着と、夢や個性を生かす教育の充実を図り、生涯にわたって自己向上の意欲を育む教育が必要です。

また、他人を思いやる心などを身につけながら自己を確立できるよう、幼児期から学童期を通して、学校内外において様々な体験活動の機会を充実する必要があります。そのためにも、スポーツ活動や文化芸術活動など、多様な体験の活動を提供すると共に、子どもの主体的な学びや活動の支援に取り組みます。

一方、調和のとれた人間として総合的に成長するためには、保護者教育の視点も欠かせません。高齢者の知識や知恵、住民パワーなどさまざまな地域の教育資源を十分かつ効果的に活用しながら、地域において子どもが自ら夢に向かって挑戦する機会づくりを構築します。

## 基本柱 5 支援を必要とする子どもとその家庭への支援体制づくり

---

近年、児童虐待による重大な事件が後を絶たず深刻な社会問題となっています。増加している背景として、相談する相手がなく孤立感を抱えている親や、子どもとの接し方がわからない親の増加、家庭の子育て力の低下等、子育てが十分に行われない家庭が増えたこと等があげられています。

児童虐待の早期発見・早期対応につなげるためには、要保護児童対策地域協議会を中心とした子どもの命と安全を守る関係機関の連携だけでなく、地域全体による見守りが重要であり、見守りネットワークの構築を進めていきます。

ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭等の支援を必要とする家庭については、親と子どもの心のケア、経済的支援及び就労支援等、総合的にきめ細かな支援を行っていく必要があります。また、外国人等の子どもや家庭についても、地域で安心して生活ができるよう関係機関の連携による適切な支援が求められます。

そのために、これら支援を必要とする子どもとその家庭について、一人ひとりのニーズを十分に把握し、支援を実施していきます。

## 基本柱 6 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制づくり

---

子どもの豊かな人間形成を実現する上で、心身の健康づくりは大切な要素です。

喜びと不安が交錯した妊娠中の母親を応援し、安心して出産、育児ができるよう、さらに愛着形成のためのふれあいができるよう、また、すべての子どもが健やかに成長できるよう、保健、福祉、医療等の関係分野が連携して子育ての支援に取り組みます。現在、本町では小学校入学前の児童に対して、入院・外来とも医療費の無料化を実施しておりますが、小学校6年生までの完全無料化ができないか検討して参ります。

また、幼少期からの食習慣の乱れや栄養の偏りが、子どもたちの心と体の発達に大きな影響を与えることから、この時期に健康な生活習慣の基礎をつくるための取組や、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるような取組を促進します。

## 4 実現にむけた分野別役割

基本柱ごとに重要となる課題に対し、すべての子どもの自立を実現するため、関係者がその課題を共有し、子どもの立場に立ち協働によってそれぞれの役割を実施します。それぞれの役割は以下のとおりです。

### (1) 家庭の役割

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であると共に、親は次代を担う子どもを育ていく第一義的責任を負っており、その役割は重大です。

親は、子どもを養育する主体者である自覚を持ち、助け合いながら、家庭としての責任を果たしていくことに努めます。

### (2) 学校および児童福祉施設等の役割

学校、幼稚園、保育所（園）、児童館等は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を持っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや子育て支援の拠点としての役割を展開します。

### (3) 事業所の役割

少子化が進む中、ワーク・ライフ・バランスを実現させるため、事業所にとっても避けて通れない課題であり、働く人が仕事と子育てを両立させつつ、その能力や経験を生かすことができる職場環境の整備に努めます。

### (4) 町民および地域自治組織等の役割

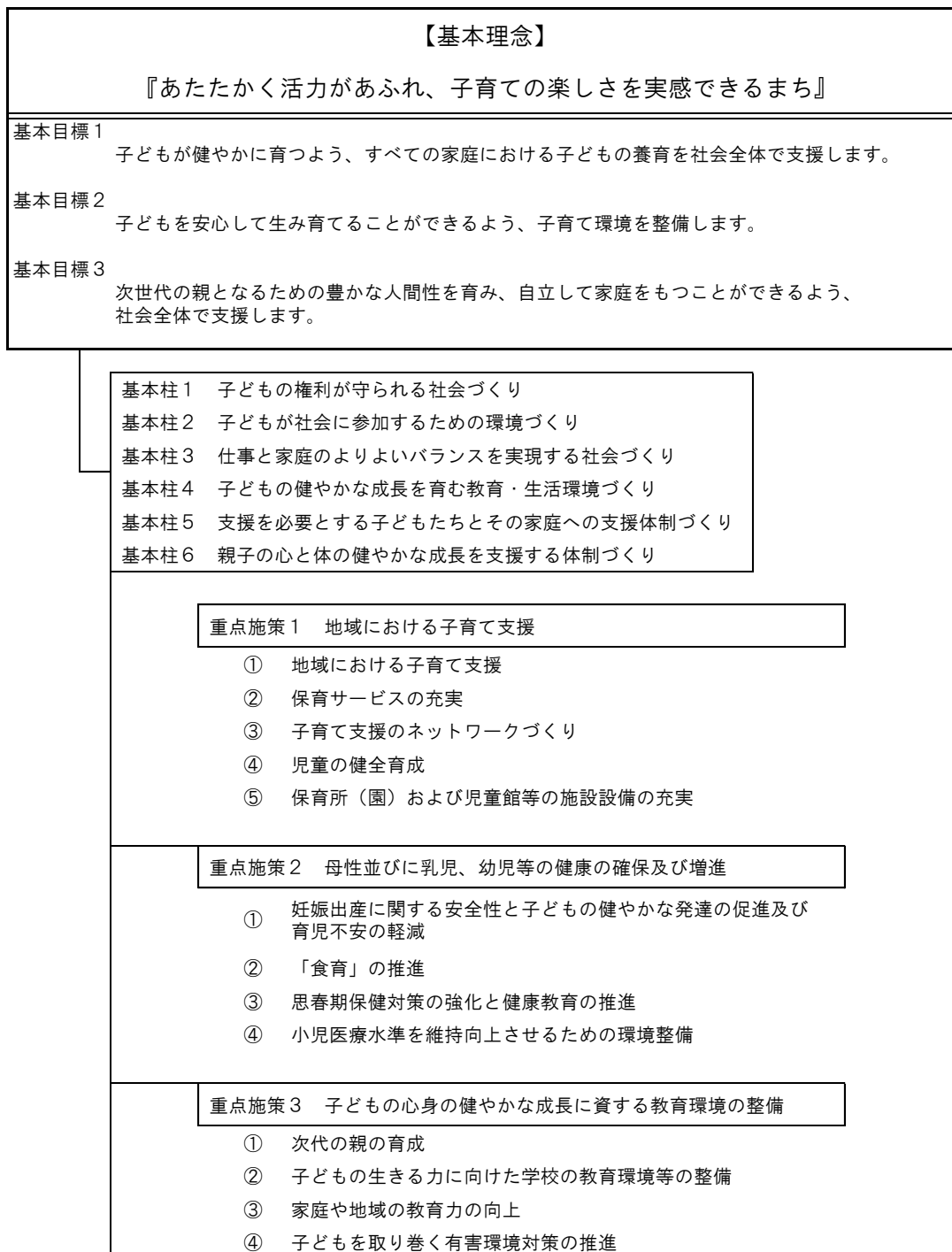
町民や地域自治組織等は、子育てを地域全体で担わなければならないことを共有し、日常のふれあいを通じて子どもが豊かな人間関係を身に付け、社会の一員としての自覚ができるよう、それぞれの個人や団体が持つ特性、専門的機能や技術を發揮して、家庭の子育てを応援する役割を積極的に果たすよう努めます。

### (5) 町の役割

国、県との緊密な連携のもとに、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境と、子どもの自立を実現するため、サービスの質の確保や人材のスキルアップを図る中で、町民・家庭・保育所（園）・幼稚園・学校・地域自治組織や町民活動組織・事業所等のコーディネーター（調整役）として、各施策を総合的・計画的に展開します。

## 5 施策体系

### 【新計画の施策体系】



|  |                                                                                                                                                                                            |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>重点施策4 子どもを支援する生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 良質な住宅の確保</li> <li>② 良好な居住環境の確保</li> <li>③ 安全な道路交通環境の整備</li> <li>④ 安心して外出できる環境の整備</li> <li>⑤ 安全・安心まちづくりの推進</li> </ul> |
|  | <p>重点施策5 職業生活と家庭生活の両立の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 多様な働き方の実現</li> <li>② 仕事と子育ての両立の推進</li> </ul>                                                                         |
|  | <p>重点施策6 子ども等の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進</li> <li>② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</li> <li>③ 被害に遭った子どもの保護の推進</li> </ul>                             |
|  | <p>重点施策7 要保護児童への対応等きめ細やかな取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童虐待防止対策の充実</li> <li>② ひとり親家庭等の自立支援の推進</li> <li>③ 障がい児施策の充実</li> </ul>                                        |

## 6 基本目標ごとの主要施策と推進事業

7つの基本目標下にある施策ごとの、具体的な施策内容と具体的に推進する個別事業は次のとおりです。

### (1) 重点施策の展開

#### 重点施策1 特定教育・保育及び事業の「量の見込み」と「確保方策」

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。さらに、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

#### ● 基本施策1 特定教育・保育及び事業の「量の見込み」と「確保方策」

##### ① 教育・保育提供区域についての基本的考え方

国の基本方針における区域設定の考え方を念頭におき、歴史的背景、地理的条件、交通事情（公共交通網が発達しているとは言えないため、車での移動を想定）、既存の施設配置等の状況から、『行政区』による検討を進め、事業の供給量確保等については、施設整備等について柔軟な対応ができることから、町全域を1区域として推進します。

#### 三股町全域（1提供地域）

三股町では、教育・保育を全地域ひとつとして捉え、各年度における教育・保育を提供する量の見込を設定します。教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制を確保します。



## ② 教育・保育の量の見込み

### 1) 家庭類型の分類

教育・保育の量の見込みは、ニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求め、タイプAからタイプFの8種類の家庭類型の分類を行っています。また、「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出します。また、子どもの年齢区分により、0歳～就学前、0歳、1・2歳、3歳～就学前の4パターンを作成しています。

1号認定・2号認定・3号認定の基準は次の表のとおりです。

#### ◇家庭類型と関連する事業の分類

| 家庭類型                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 家庭類型に関連する事業の分類                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ タイプC'：フルタイム×パートタイム<br/>(月下限時間未満+月下限時間～120時間の一部)</li> <li>■ タイプD：専業主婦(夫)</li> <li>■ タイプE'：パートタイム×パートタイム<br/>(いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120時間の一部)</li> <li>■ タイプF：無業×無業</li> </ul>                                                                                                           | <p><b>1号認定</b></p> <p><b>1 教育標準時間認定</b></p> <p>(認定こども園及び幼稚園)</p> <p>&lt;専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭&gt;</p>                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ タイプA：ひとり親家庭</li> <li>■ タイプB：フルタイム×フルタイム</li> <li>■ タイプC：フルタイム×パートタイム<br/>(月120時間以上+月下限時間～120時間の一部)</li> <li>■ タイプE：パートタイム×パートタイム<br/>(双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部)</li> </ul> <p>※ただし現在幼稚園利用 </p> | <p><b>2号認定</b></p> <p><b>2 保育認定 ②</b></p> <p>(認定こども園及び保育所)</p> <p><b>3 保育認定 ① (幼稚園)</b></p> <p>(共働き家庭幼稚園利用のみ)</p> <p><b>3号認定</b></p> <p><b>4 保育認定 ③</b></p> <p>(認定こども園及び保育所+地域型保育)</p> |

## 2) 認定区分における量の見込み・確保方策

三股町では、各年度における教育・保育を提供する量の見込を設定し、(必要利用定員総数)、及び提供体制確保の内容等は以下のとおりです。

| 年度  | 1号認定            |                |     | 2号認定        |            |            |                |     |
|-----|-----------------|----------------|-----|-------------|------------|------------|----------------|-----|
|     | 量の見込み<br>(需要量)① | 確保方策<br>(供給量)② | ①－② | 量の見込み(需要量)③ |            |            | 確保方策<br>(供給量)④ | ③－④ |
|     |                 |                |     | (A+B)       | 教育コース<br>A | 保育コース<br>B |                |     |
| H27 | 151             | 190            | -39 | 660         | 120        | 540        | 605            | 55  |
| H28 | 155             | 190            | -35 | 673         | 123        | 550        | 605            | 68  |
| H29 | 161             | 190            | -29 | 686         | 126        | 560        | 640            | 46  |
| H30 | 158             | 190            | -32 | 698         | 128        | 570        | 695            | 3   |
| H31 | 163             | 190            | -27 | 710         | 130        | 580        | 695            | 15  |

| 年度  | 3号認定(0歳児)       |                |     | 3号認定(1-2歳児)     |                |     |
|-----|-----------------|----------------|-----|-----------------|----------------|-----|
|     | 量の見込み<br>(需要量)⑤ | 確保方策<br>(供給量)⑥ | ⑤－⑥ | 量の見込み<br>(需要量)⑦ | 確保方策<br>(供給量)⑧ | ⑦－⑧ |
| H27 | 180             | 120            | 60  | 394             | 355            | 39  |
| H28 | 185             | 120            | 65  | 405             | 355            | 50  |
| H29 | 190             | 125            | 65  | 410             | 375            | 35  |
| H30 | 195             | 140            | 55  | 415             | 415            | 0   |
| H31 | 200             | 140            | 60  | 420             | 415            | 5   |

### 【確保方策の内容】

- 1号認定は、この5年間は全て充足される。ニーズ調査による量の見込みから2号認定の保育ニーズは問題ないが、教育ニーズAの不足が予想されるため、平成29年度までに整備し、平成30年度には充足されるように推進する。
- 3号認定は、平成29年度までに整備し、平成30年度には充足されるように推進する。その間、都城市との広域利用として、それぞれ計画に含める。

■子ども・子育て支援新制度施行に伴う特定教育・保育施設利用定員協議一覧

| No. | 施設情報    |            | 認可定員  | 利用定員 |     |     |       | 事業開始<br>(予定)<br>年月日 |
|-----|---------|------------|-------|------|-----|-----|-------|---------------------|
|     | 名称      | 施設類型       |       | 1号   | 2号  | 3号  | 計     |                     |
| 1   | みまた幼稚園  | 幼稚園型認定こども園 | 202   | 70   | 30  | 30  | 130   | H27.4.1             |
| 2   | 第一幼稚園   | 幼稚園型認定こども園 | 194   | 140  | 20  | 30  | 190   | H27.4.1             |
| 3   | 三股中央保育園 | 保育所        | 90    |      | 45  | 35  | 80    | H27.4.1             |
| 4   | ひかり保育園  | 保育所        | 95    |      | 40  | 40  | 80    | H27.4.1             |
| 5   | こばと保育園  | 保育所        | 100   |      | 45  | 45  | 90    | H27.4.1             |
| 6   | すみれ保育園  | 保育所        | 80    |      | 40  | 30  | 70    | H27.4.1             |
| 7   | わかば保育園  | 保育所        | 100   |      | 40  | 40  | 80    | H27.4.1             |
| 8   | ひまわり保育園 | 保育所        | 70    |      | 40  | 20  | 60    | H27.4.1             |
| 9   | くるみ保育園  | 保育所        | 130   |      | 65  | 45  | 110   | H27.4.1             |
| 10  | りんどう保育園 | 保育所        | 120   |      | 60  | 50  | 110   | H27.4.1             |
| 11  | みどり保育園  | 保育所        | 85    |      | 40  | 30  | 70    | H27.4.1             |
| 12  | 蓼池保育園   | 保育所        | 120   |      | 60  | 40  | 100   | H27.4.1             |
| 13  | 稗田保育園   | 保育所        | 100   |      | 40  | 30  | 70    | H27.4.1             |
| 合計  |         |            | 1,486 | 210  | 565 | 465 | 1,240 |                     |

【認可定員・利用定員から見た確保方策の内容】

平成 27 年度においては、下記のと通りの確保方策となる。

- 1 号認定の量の見込みは、151 人、利用定員は 210 人で充足される。
- 2 号認定の保育ニーズの量の見込みは 540 人、教育ニーズの量の見込みは 120 人、合計 660 人となり、利用定員は 565 人であるため、保育ニーズは充足されるが、教育ニーズが不足することが考えられる。不足分については、1 号認定で認可定員を勘案し、充足することを検討する。
- 3 号認定の量の見込みは、574 人、利用定員は 465 人で、109 人不足する。不足分については、都城市との広域利用や認可定員等を勘案し、充足することを検討する
- 長田へき地保育所は、平成 27 年度中に、地域型保育の小規模保育事業を認可申請し、平成 28 年度からの実施を目指す。

## 7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

本町では、幼児期の学校教育・保育の一体的提供及びその推進体制の内容等について、下記のとおり推進します。

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方について

認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特徴があることから、普及促進が必要です。今後も、幼稚園設置者・保育園設置者に対して、認定こども園に関する情報の提供など、適宜、移行の支援を行います。また、本町福祉課、教育課がそれぞれに実施する幼稚園教諭と保育士の合同研修等の開催についても、公私立の認定こども園・幼稚園・保育所のすべてに情報を提供し、共有することで、参加の機会や幼保の交流の拡大を図ります。

#### ■幼稚園の認定こども園への移行目標

| 認定こども園の整備目標数 |         |         |         |         |         |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年度           | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
| 目標数          | —       | 1       | —       | —       | —       |

### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援の役割及び推進について

現在、家庭や地域社会、幼稚園・認可保育所などそれぞれが幼児教育を充実させるとともに、相互の連携を図ってきました。

今後、さらに質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の必要性に鑑み、すべての子どもの健やかな育ちと、すべての子育て家庭を支えることは、将来の担い手育成にもつながり、地域社会で取り組むべき重要な課題といえます。特に、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うもので、さらに、乳幼児期の発達は連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

「幼稚園及び保育園と小学校の引き継ぎに関わるガイドライン」に基づき、幼稚園・保育所等から小学校へスムーズな接続が図られるように、引き継ぎ体制を強化することで、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援の役割を推進していきます。

### （３）幼保小の連携の取組の推進について

幼保小の連携については、各学校の独自の取組の考え方に影響されるため、連携に対する支援が十分であるとはいえない状況があります。今後も引き続き、小学校・中学校と、認定こども園・幼稚園・保育所との連携・交流を推進するために、係る事例等の情報提供や、連携を図るための環境を整えるとともに、支援体制の確保を図ります。

また、0歳児から2歳児、3歳児から5歳児の取組の連携については、「三股町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業者との契約等の締結を町独自で定め、双方の適切な連携を担保しつつ、環境を整備していきます。

### （４）放課後児童の居場所づくり

子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後等の子どもの居場所づくりを推進します。

### （５）放課後子ども総合プランの推進

放課後の過ごし方は児童にとって学校教育と同様に重要であることから、本町においても、放課後児童の多様なニーズに対応するため、同プランに基づき、下表に掲げる事業を推進していきます。

| 項 目                                                 | 推進方策等                                             |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の<br>平成31年度に達成されるべき目標事業量      | 3箇所 平成31年度までに全小学校区の50%に整備することを目指す。                |
| 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画                              | 現在、町内全小学校で実施している。                                 |
| 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、<br>又は連携による実施に関する具体的な方策      | 連携型のプログラムを実施する場合は、安全に児童が移動できるよう支援員又はボランティア等が同行する。 |
| 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び<br>子ども教室への活用に関する具体的な方策         | 余裕教室の活用状況を定期的に調査し、可能な範囲で活用を推進する。                  |
| 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る<br>教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 | 放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化を図る。                 |
| 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の<br>延長に関する取組み                | 地域の要望に応じて実施を推進する。                                 |

## 8 子ども・子育て支援事業計画における支援事業の需給目標

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは以下のとおりです。

### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）

#### 【事業概要】

保育所において、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

|          | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み【人】 | 405 | 416 | 429 | 430 | 440 |
| 確保方策【人】  | 405 | 416 | 429 | 430 | 440 |
| 確保方策【個所】 | 11  | 11  | 11  | 11  | 11  |

（年間の実人数）

○ 平成27年度以降の量の見込みは、ニーズ調査に基づく推計値。

#### 【確保方策の内容】

○ 現在、この事業実施していない。ニーズを踏まえ、この地域で必要かどうか検討する。

### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（低学年）

#### 【事業概要】

両親が共働きなどの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

|                 | H27    | H28    | H29    | H30    | H31    |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み【人】 低学年    | 60,000 | 62,000 | 64,000 | 66,000 | 67,000 |
| 確保方策【人】 高学年     | 70,000 | 70,000 | 70,000 | 70,000 | 70,000 |
| 確保方策<br>（実施箇所数） | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     |

(2) -1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（高学年）

|             | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み【人】低学年 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 確保方策【人】高学年  | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 確保方策（実施箇所数） | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

- 平成27年度以降の量の見込みは、無作為抽出による市内全域の5歳児を対象とした二重調査のため、利用意向が含まれ高い数値になっている。

【確保方策の内容】

- 学童保育の需要に対しては、安心して過ごせる環境体制が必要なことから、今後のニーズや相談状況等を見ながら、民間サービス等との関係強化を図ることや、委託先（社協）との協議、さらに小学校の余裕教室の状況や従事者の人材確保などを検討しながら、判断していく。



### (3) 子育て短期支援事業

#### 【事業概要】

保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育、保護を行う事業（原則7日以内）です。

|                                   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み【人日】                         | 400   | 550   | 700   | 850   | 1,000 |
| 一時預かり事業<br>（在園児対応型を除く）【人日】        | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 子育て援助活動支援事業<br>（病児・緊急対応強化を除く）【人日】 |       |       |       |       |       |
| 子育て短期支援事業<br>（トワイライトステイ）【人日】      |       |       |       |       |       |

（年間の述べ人数）

- 平成27年度以降の量の見込みは、ニーズ調査に基づく推計値。

#### 【確保方策の内容】

- 今後、児童養護施設との協議により、必要時に対応できるように、供給量を確保していく。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

#### 【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

|                      | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み【人】             | 288 | 292 | 298 | 304 | 310 |
| 確保方策<br>（実施箇所数及び対応数） | 288 | 292 | 298 | 304 | 310 |

（年間の実人数）

- 平成27年度以降の量の見込みは、ニーズ調査によらず推計。

#### 【確保方策の内容】

- 全戸訪問を目標に、町内の各地域の訪問に対応できるように、赤ちゃん訪問員数を確保していき、専門職と協力しながら対応していく。

## (5) 養育支援訪問事業

## 【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援を行う事業です。(相談支援、育児・家事援助など)

|                      | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み【人】             | －   | －   | －   | －   | －   |
| 確保方策<br>(実施箇所数及び対応数) | －   | －   | －   | －   | －   |

(年間の実人数)

- 平成27年度以降の量の見込みは、ニーズ調査によらず推計。

## 【確保方策の内容】

- 養育支援が必要な人に対して、適切な支援を行うために専門職員の配置を行い、必要な家庭に訪問・支援していく体制を整える。

## (6) 地域子育て支援拠点事業

## 【事業概要】

乳児または幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

|           | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み【人日】 | 5,000 | 5,200 | 5,300 | 5,400 | 5,500 |
| 確保方策【箇所】  | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

(月間の述べ人数)

- 平成27年度以降の量の見込みは、ニーズ調査に基づく推計値。

## 【確保方策の内容】

- 町内1か所の施設において、弾力的に供給体制を検討していく。

(7) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に幼稚園において在園児を対象として、一時的に預かる事業です。

|           |                           | H27    | H28    | H29    | H30    | H31    |
|-----------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の<br>見込み | ① 1号認定による利用【人日】           | 250    | 257    | 267    | 263    | 271    |
|           | ② 2号認定による利用【人日】           | 58,114 | 59,792 | 62,028 | 61,145 | 62,852 |
| 確保<br>方策  | 一時預かり事業<br>（在園児対応対象型）【人日】 | 60,000 | 60,000 | 63,000 | 63,000 | 66,000 |

（年間の述べ人数）

【確保方策の内容】

- 現在の供給量を確保することで事業を継続していく。

(8) 病児保育事業

【事業概要】

地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

|           |                                  | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|-----------|----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み【人日】 |                                  | 2,969 | 3,056 | 3,144 | 3,146 | 3,220 |
| 確保<br>方策  | 病児保育事業【人日】                       | 3,000 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 3,300 |
|           | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業)【人日】 |       |       |       |       |       |

（年間の述べ人数）

【確保方策の内容】

- 今後、供給量を確保するための検討をしていく。

## (9) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポートセンター事業)(就学後)

## 【事業概要】

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する者(おたすけ会員)の相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業です。(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)また、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行います。

|                           | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み【人日】                 | 110 | 114 | 121 | 131 | 135 |
| 確保方策 子育て援助活動支援事業(就学後)【人日】 | 110 | 114 | 121 | 131 | 135 |

(年間の述べ人数)

- 平成27年度以降の量の見込みは、ニーズ調査に基づく推計。

## 【確保方策の内容】

- 今後、供給量を確保するための検討をしていく

## (10) 妊婦健康診査事業

## 【事業概要】

妊産婦に対して妊娠初期から分娩までの間、定期的に健康診査を行う事業です。

|                      | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み【人】             | 292 | 298 | 304 | 310 | 310 |
| 確保方策<br>(実施箇所数及び対応数) | 292 | 298 | 304 | 310 | 310 |

(年間の実人数)

- 平成27年度以降の量の見込みは、ニーズ調査によらず推計。

## 【確保方策の内容】

- 妊娠届時に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査助成券を発行し、妊娠・分娩での間、定期的に健康診査を医療機関等で受診することで、母胎の健康管理を行うように助言する。

## (11) 利用者支援事業（新規）

### 【事業概要】

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

|           | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み【箇所】 |     |     |     |     |     |
| 確保方策（箇所）  |     |     |     |     |     |

### 【確保方策の内容】

- 新規事業のため、方向性を検討します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

### 【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【確保方策の内容】

- 新規事業のため、方向性を検討します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

### 【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【確保方策の内容】

- 新規事業のため、方向性を検討します。

## 重点施策2 地域における子育て支援

### ● 基本施策1 地域における子育て支援

核家族化の進行、就労環境の変化、人間関係の希薄化等の様々な要因により、子育てに対する不安や負担感を感じている人は以前より増し、孤立化した中で子育てをしている家庭も少なくありません。

子どもの健やかな成長を支えていくためには、家庭環境を整備するとともに、すべての子どもと家庭を地域全体で支えていく取組が必要であり、地域全体が子どもや子育てを見守り、支えていくことが現在の最も重要な課題です。

そのためには、行政のみがサービスの担い手として働きかけるだけでは限界があり、子育てサークル、各種団体、地域の高齢者等といった町民の役割も今後大きく必要とされることから、地域全体で子育てを支援するネットワークづくりをすることが必要です。

| 展開事業               | 事業内容                            | 担当部署<br>(関係機関) |
|--------------------|---------------------------------|----------------|
| 居宅において児童の養育を支援する事業 | (1) 乳幼児健康支援一時預かり事業<br>(産褥期ヘルパー) | 福祉課            |
|                    | (2) 乳幼児健康支援一時預かり事業<br>(訪問型一時保育) |                |
|                    | (3) 家庭訪問支援<br>(子ども家庭支援員)        |                |
|                    | (4) 病児・病後児保育(派遣型)               |                |
|                    | (5) 家庭的保育事業 (保育ママ)              |                |
|                    | (6) ファミリー・サポート・センター の設置         |                |

### 第3章 子ども・子育ての施策

| 展開事業                                             | 事業内容                  | 担当部署<br>(関係機関) |
|--------------------------------------------------|-----------------------|----------------|
| 施設において児童の養育を支援する事業                               | (1) 放課後児童健全育成事業（学童）   | 福祉課            |
|                                                  | (2) 病児・病後児保育（施設型）     |                |
|                                                  | (3) 一時預かり保育事業         |                |
|                                                  | (4) 特定保育事業            |                |
|                                                  | (5) 幼稚園預かり保育事業        | 教育課            |
| 保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業                    | (1) つどいの広場事業          | 福祉課            |
|                                                  | (2) 地域子育て支援センター事業     |                |
|                                                  | (3) 幼児教育に関する情報提供、相談事業 |                |
| 市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施 | 子育て支援総合コーディネート事業      | 福祉課            |



### ● 基本施策2 保育サービスの充実

女性の社会進出や就労形態の変化等に伴い、延長保育、一時預かり保育、休日保育等の多様な保育ニーズと在宅保育者への子育て支援も視野に入れ、誰もが必要なときに安心して利用できる保育サービスの提供が必要となっています。

今後は、現状及び地域のニーズを的確に把握しながら、町民にとって利用しやすい環境づくりが必要です。

また、保護者が利用しやすくするために保育園・幼稚園の保育サービス利用のための情報提供に努めるとともに、安心して子どもを預けられるよう専門関係職員の質の確保が望まれています。

| 展開事業                       | 事業内容           | 担当部署<br>(関係機関) |
|----------------------------|----------------|----------------|
| 保育受入れ児童の拡充<br>(通常保育の拡充等)   | 通常保育           | 福祉課            |
| 延長保育、休日保育等多様な<br>保育サービスの実施 | 延長保育           | 福祉課            |
|                            | 休日保育           |                |
| 保育サービスに関する積極的な<br>情報提供     | 保育サービスに関する情報提供 | 福祉課            |
| 保育サービス評価制度の実施              | 保育サービス評価の制度実施  | 福祉課            |

● 基本施策3 子ども支援のネットワークづくり

専門誌やテレビなどにより、育児情報等は幅広く提供されてきていますが、地域で実際に役立つ情報の提供や個人のニーズにあった対応が求められています。

また、子どもの育児に関連する行政機関全体の支援体制づくりが必要であり、こうした関連機関体制等に関する広報啓発活動も今後重要になってくると考えます。

| 展開事業                      | 事業内容                   | 担当部署<br>(関係機関) |
|---------------------------|------------------------|----------------|
| 地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成 | 地域における子育て支援等のネットワーク形成  | 福祉課            |
| 子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布    | 子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布 | 福祉課            |

● 基本施策4 子どもの健全育成

共働き家庭の増加、保護者の就労等により、昼間保護者がいない家庭も増えてきています。

今後は、学校のみならず各団体や行政が連携しながら居場所のみの提供に限らず、放課後、週末、長期休業日等における子どもを中心とした活動機会の場を提供し、子どもの健全な育成に向けた積極的な取組を図る必要があります。

| 展開事業                  | 事業内容                  | 担当部署<br>(関係機関) |
|-----------------------|-----------------------|----------------|
| 放課後や週末等の居場所づくりの推進     | 放課後や週末等の居場所づくり        | 福祉課            |
| 団体との連携による子どもの健全な育成の取組 | 団体との連携による子どもの健全な育成の取組 | 福祉課            |

● 基本施策5 保育所（園）、幼稚園及び児童館等の施設設備の充実

次世代を支援するにあたり、子どもたちが健やかに育っていくためには、ソフト面だけにとどまらず、健康に配慮した環境や老朽化などによる安全面を考慮した施設の整備は大変重要です。本町では、施設や老朽度などを勘案して、平成22年度から順次整備を行うなど、夏季及び冬季の休業日等における子どもの居場所づくりなど、取り組んでいます。

| 展開事業                      | 事業内容                      | 担当部署<br>(関係機関) |
|---------------------------|---------------------------|----------------|
| 子どもの健全育成の拠点としての児童館活動の充実   | 児童館活動の充実                  | 福祉課            |
| 夏季及び冬季の休業日等における子どもの居場所づくり | 夏季及び冬季の休業日等における子どもの居場所づくり | 福祉課            |
| 老朽化などによる安全面を考慮した施設の整備     | 老朽化などによる施設の整備             | 福祉課            |

### 重点施策3 母性並びに乳児、幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

#### ● 基本施策1 妊娠出産に関する安全性と子どもの健やかな発達の促進及び育児不安の軽減

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

| 展開事業             | 事業内容                | 担当部署<br>(関係機関) |
|------------------|---------------------|----------------|
| 妊婦・乳幼児健診の充実      | (1)妊婦健診の実施          | 町民保健課          |
|                  | (2)乳児健診             |                |
|                  | (3)1歳6か月児健診         |                |
|                  | (4)2歳6か月児歯科健診       |                |
|                  | (5)3歳児健診            |                |
| 妊娠期から継続した支援体制の整備 | (1)ハイリスク妊婦への家庭訪問の実施 | 町民保健課          |
|                  | (2)新生児・産婦の家庭訪問の実施   |                |
|                  | (3)生後3か月児の家庭訪問実施    |                |

| 展開事業                     | 事業内容                                 | 担当部署<br>(関係機関) |
|--------------------------|--------------------------------------|----------------|
| 乳幼児健診の場を活用した<br>子育て支援の充実 | (1) 助産師による「おっぱい相談事業」の<br>実施（母乳育児の推進） | 町民保健課          |
|                          | (2) 歯科衛生士による個別 相談の実施                 |                |
| 出産準備・育児に関する知<br>識の普及     | (1) 母親学級の実施                          | 町民保健課          |
|                          | (2) 両親学級の実施                          |                |
|                          | (3) 育児教室の実施                          |                |
|                          | (4) 離乳食教室等の実施                        |                |

### ● 基本施策2 「食育」の推進

住民の「食」をとりまく状況は、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食品の安全性・信頼性の低下、伝統的食文化の低下等様々な問題が生じています。

こうした「食」の環境が変化している中、小児期から、体に必要で、安全な食べ物を自分で選ぶ力を身につけ、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができる人間を育てることが必要です。

そのため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた「食」に関する学習の機会や情報の提供に努める必要があります。

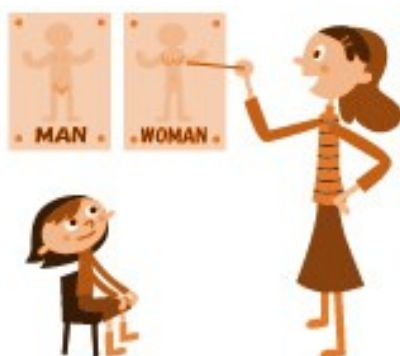
| 展開事業                        | 事業内容                              | 担当部署<br>(関係機関) |
|-----------------------------|-----------------------------------|----------------|
| 発達段階に応じた食に関する<br>学習機会や情報の提供 | 母親学級（妊婦）、離乳食教室<br>（乳児・授乳婦）への食生活指導 | 町民保健課          |

● 基本施策3 思春期保健対策の強化と健康教育の推進

近年、思春期における性行動の低年齢化、人工妊娠中絶や性感染症の増加、薬物乱用、喫煙、飲酒等が全国的に問題になってきており、併せて心身症、不登校、引きこもり、思春期痩せ症をはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化してきています。

そこで、各年齢に応じた適切な性教育や健康教育が実施されるよう、今後も家庭や学校等と連携を取る必要があります。

| 展開事業              | 事業内容    | 担当部署<br>(関係機関) |
|-------------------|---------|----------------|
| 性に関する正しい知識の普及     | 小・中学校連携 | 町民保健課<br>教育課   |
| 喫煙・飲酒・薬物に関する知識の普及 | 小・中学校連携 | 町民保健課<br>教育課   |



● 基本施策4 小児医療水準を維持向上させるための環境整備

安心して子どもを生み、健やかに育てるために小児保健医療の充実は重要です。特に、小児救急医療体制については最も住民の関心は高いところです。本町では小児科を標榜している医療機関が2か所（うち内科小児科1か所を含む）、また近隣市町に小児科等があるため、平日の診療体制には問題ありません。夜間・休日の救急診療は、広域で運営する市郡医師会の医療機関で対応しています。

しかし、救急医療体制の充実が住民が最も期待する事項でもあり、今後も、県、近隣の市町及び関係機関との連携を進め、積極的に取り組む必要があります。

| 展開事業          | 事業内容                           | 担当部署<br>(関係機関) |
|---------------|--------------------------------|----------------|
| 小児医療の充実       | 小児医療の充実                        | 町民保健課          |
| 乳幼児の事故防止対策の推進 | 誤飲・転落・火傷等、事故防止のための啓発（育児教室における） | 町民保健課          |
| 予防接種の推進       | 予防接種                           | 町民保健課          |



#### 重点施策4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等、地域資源のネットワークにより、子どもを生み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

##### ● 基本施策1 次代の親の育成

少子化、核家族化の影響で、少人数家族の中で育った世代が、乳幼児とのふれあいの経験がないままに親となるという傾向にあります。

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、中学生・高校生等が、子どもを生み育てることの意識を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所(園)・幼稚園等を活用し、乳幼児とのふれあう機会を広げる等の取組が必要です。

| 展開事業                  | 事業内容                 | 担当部署<br>(関係機関) |
|-----------------------|----------------------|----------------|
| 子どもを生み育てることの意義に関する教育等 | 子どもを生み育てることの意義に関する教育 | 教育課            |
| 中学生の乳幼児ふれあい体験         | 中学生の乳幼児ふれあい体験        | 教育課            |

### ● 基本施策2 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

また、学校・家庭・地域等、地域資源のネットワークにより、子どもを生み育てることの喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

| 展開事業       | 事業内容                                | 担当部署<br>(関係機関) |
|------------|-------------------------------------|----------------|
| 確かな学力の向上   | (1) 子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実         | 教育課            |
|            | (2) ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化        |                |
| 豊かな心の育成    | (1) 道德教育の充実                         | 教育課            |
|            | (2) 地域との連携による多様な体験活動の推進（中学校職場体験学習等） |                |
|            | (3) 専門家による相談体制                      |                |
|            | (4) 子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくり          |                |
| 健やかな体の育成   | (1) 学校地域のスポーツ 環境の充実                 | 教育課            |
|            | (2) 健康教育の推進                         |                |
| 信頼される学校づくり | (1) 教員に対する適正評価の実施                   | 教育課            |
|            | (2) 安全で豊かな学校施設の整備                   |                |
|            | (3) 児童生徒の安全管理                       |                |
|            | (4) 学校評議員制度の活用                      |                |
|            | (5) 地域に根差した特色ある学校づくり                |                |
| 幼児教育の充実    | (1) 幼稚園・保育所と小学校との連携                 | 教育課・福祉課        |
|            | (2) 幼稚園就園奨励費補助金                     | 教育課            |

● 基本施策3 家庭や地域の教育力の向上

町民のニーズを踏まえて家庭教育についての情報提供を行い、教育部門と福祉部門の連携を進め、家庭の教育力の向上に努めます。

子育てに課題を抱え、支援が必要な家庭への取組では、民生委員・児童委員や関係機関による「サポートチーム」を設置し、保育園や学校等と連携して訪問・相談活動・児童支援を行います。更に、子どもの望ましい基本的な生活習慣を提案するなど、地域での学習会等を実施します。

地域の教育力の向上を図るための取組では、地域住民の子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育てをしている家庭を支えることができるよう、地域活動を通じた子育てに関する意識啓発等を推進します。

また、子どもが地域の大人や異年齢の児童生徒とふれあう中で、人間関係や集団のルール、公共心や自己抑制力などを身につけ、自分で課題をみつけ、自ら学び主体的に判断し、行動する能動的な「生きる力」を学校、家庭・地域と連携しながら育みます。

| 展開事業        | 事業内容                                              | 担当部署<br>(関係機関) |
|-------------|---------------------------------------------------|----------------|
| 家庭教育への支援の充実 | (1) 家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実                          | 教育課            |
|             | (2) 子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備                          |                |
| 地域の教育力の向上   | (1) 地域における子どもの多様な体験活動の充実<br>(小・中学生における野外体験活動等の実施) | 教育課            |
|             | (2) 生涯スポーツ社会の充実                                   |                |
|             | (3) 世代間交流の推進                                      |                |
|             | (4) 地域活動への教職員の 自主的参加                              |                |

#### ● 基本施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

あらゆる情報が氾濫している現代において、携帯電話やインターネットの普及がめざましく、子どもを取り巻く一番身近な有害環境であるといえます。そのような環境に染まらせない対策として有害情報のフィルタリングによる対処方法がありますが、実際には、その対策も後手にまわる事が多く、対処療法的な対策ではなく未然に防ぐことが肝要であると思われます。

このようなことから有害と思われるものには近付かない、手を出させないといった常識的な観点を養わせる教育を推進することが大切です。

| 展開事業                | 事業内容                | 担当部署<br>(関係機関) |
|---------------------|---------------------|----------------|
| 子どもたちを有害環境から守るための取組 | 子どもたちを有害環境から守るための取組 | 教育課            |



### 重点施策5 子どもを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安全でかつ安心快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる都市空間を整備します。さらに安全で安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

#### ● 基本施策1 良質な住宅の確保

若い世代の核家族化は増加傾向にあります。しかし良質な住宅の確保が難しい場合もあり、近隣の市町へ出てしまう状況も多々あります。計画的な町営住宅の建設や、空き家調査などを行い、町内における子育ての手助けを図ります。

| 展開事業                                | 事業内容          | 担当部署<br>(関係機関) |
|-------------------------------------|---------------|----------------|
| ファミリー向け賃貸住宅の供給支援<br>※老朽化した町営住宅の建て替え | 町営住宅建替事業      | 都市整備課          |
| 子育て期の多子世帯への優先入居                     | 子育て期の世帯への優先入居 | 都市整備課          |
| 住宅確保に関する情報提供                        | 住宅確保に関する情報提供  | 都市整備課          |

#### ● 基本施策2 良好な居住環境の確保

子育てしやすいまちづくり推進として、子育て世代が入居しても対応できる利便性・安全性に配慮した町営住宅の建設、住戸改善を図ります。

| 展開事業              | 事業内容              | 担当部署<br>(関係機関) |
|-------------------|-------------------|----------------|
| 子育て支援に対応した町営住宅の整備 | 子育て支援に対応した町営住宅の整備 | 都市整備課          |

### ● 基本施策3 安全な道路交通環境の整備

子どもの安全を確保するためには、安全な道路交通環境を整備することが重要であり、今後、歩道や信号のバリアフリー化を推進します。

また、地震、豪雨等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保等、災害に備えた道路の整備を図ります。

| 展開事業                         | 事業内容               | 担当部署<br>(関係機関) |
|------------------------------|--------------------|----------------|
| 幅の広い歩道の整備及び、バリアフリー対応型信号機の設置等 | 子どもが安全安心に通行できる環境整備 | 都市整備課          |

### ● 基本施策4 安心して外出できる環境の整備

子どもが安全かつ安心して外出できるようにするため、社会環境の整備に、より一層取り組む必要があります。

住環境整備を図るとともに、道路交通環境の整備や公園等の公共施設等におけるバリアフリー化を推進します。

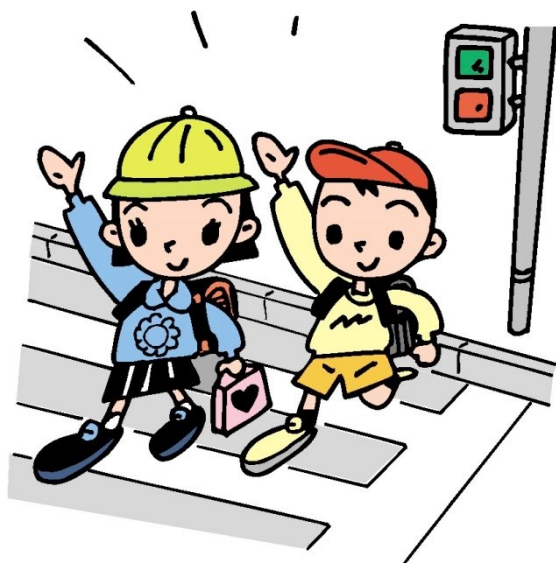
| 展開事業             | 事業内容        | 担当部署<br>(関係機関) |
|------------------|-------------|----------------|
| 公共施設等のバリアフリー化の推進 | 都市公園のバリアフリー | 都市整備課          |

● 基本施策5 安全・安心まちづくりの推進

通学や部活動、塾通い等で子どもたちの帰宅が夜間になることもあり、道路街灯の整備などの要望も多くあります。道路環境の支援的整備を進めることや、地域での挨拶などの声かけ運動等、子どもの安全を守るための整備、運動が求められています。

今後も、事業を継承し、安全・安心なまちづくり推進に努めます。

| 展開事業                   | 事業内容                          | 担当部署<br>(関係機関) |
|------------------------|-------------------------------|----------------|
| 通学路や公園等の防犯・安全対策        | 防犯灯の設置事業、防犯灯替え電球配布            | 教育課<br>総務課     |
| 安全・安心のまちづくり            | 少年指導員の巡回、交通指導員の街頭指導、各種防犯団体の巡回 | 総務課            |
| 防犯性の高い建物部品、優良防犯機器の普及促進 | 防犯性の高い建物部品、優良防犯機器等の普及促進       | 総務課            |



## 重点施策6 職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりが必要とされています。

国、県と連携をとりながら従事者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発・情報提供等の推進を図ります。

### ● 基本施策1 多様な働き方の実現

子どもは、それぞれの家庭のみならず地域の宝物であるとの視点に立ち、子育てを地域全体で支える機運づくりが大切です。

また、子育ての大切さや育児参加の意識を持てるよう企業等への普及啓発に努めます。

| 展開事業                             | 事業内容            | 担当部署<br>(関係機関) |
|----------------------------------|-----------------|----------------|
| 多様な働き方を目指した意識改革のための広報・啓発・研修・情報提供 | 子育てに配慮した就業環境の整備 | 産業振興課          |

### ● 基本施策2 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立のための支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、子育てができる働きやすい環境づくりが必要とされています。

このことから、国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓発・情報提供等の活動を図ります。

| 展開事業                 | 事業内容                 | 担当部署<br>(関係機関) |
|----------------------|----------------------|----------------|
| 仕事と子育ての両立のための社会資源の整備 | 仕事と子育ての両立のための社会資源の整備 | 福祉課            |
| 仕事と子育ての両立支援の推進       | 仕事と子育ての両立支援の推進       | 産業振興課          |

## 重点施策7 子ども等の安全の確保

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくてもすむまちづくりに取り組みます。

### ● 基本施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

町民すべてに交通安全を推進している中、特に「子どもの交通安全の確保」の点から安全のための配慮・対策を講じる必要があります。

このことから、交通安全指導員による街頭指導体制を強化し、広報等により住民に交通安全を呼び掛けていきます。

| 展開事業         | 事業内容                | 担当部署<br>(関係機関) |
|--------------|---------------------|----------------|
| 交通安全教育の実施    | (1) 交通安全教室の実施       | 総務課            |
|              | (2) 合同交通指導の実施       |                |
|              | (3) 三股町交番連絡協議会活動の開催 |                |
| 交通安全教育指導者の育成 | 交通安全教育指導者の育成        | 総務課            |

### ● 基本施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

「自分の身は、自分で守る」と言われますが、子ども達には犯罪等の被害から守るための、見守りや支援が必要です。

このことから、関係機関や地域住民との連携を密にし、安全対策のための有効な施策を展開します。

| 展開事業                              | 事業内容                    | 担当部署<br>(関係機関) |
|-----------------------------------|-------------------------|----------------|
| 犯罪等に関する情報提供の推進                    | 防犯メールの活用                | 総務課            |
| 犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組            | (1) ランドセルカバーの配布         | 総務課            |
|                                   | (2) 自転車通学生の夜間指導         |                |
| 学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進            | (1) 関係団体との連携による夜間巡回の実施  | 総務課            |
|                                   | (2) 交通立ち番及び交通安全等の広報や活動  |                |
| 安全教育の実施                           | 地域安全町民大会                | 総務課            |
| 「子ども 110 番おたすけハウス」等の防犯ボランティア活動の支援 | 「子ども 110 番おたすけハウス」の情報提供 | 総務課            |

### ● 基本施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

急速な都市化・核家族化の進展などにより、子どもを取り巻く社会環境が変化し、発生する犯罪に子どもが巻き込まれるケースも全国的に年々増加しています。

そのような中、被害に遭った子どもに対してカウンセリングの実施などきめ細やかな支援が必要です。

| 展開事業                       | 事業内容                       | 担当部署<br>(関係機関)             |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施    | カウンセリングの実施                 | 総務課<br>教育課<br>福祉課<br>町民保健課 |
| 学校等の関係機関との連携によるきめ細やかな支援の実施 | 学校等の関係機関との連携によるきめ細やかな支援の実施 |                            |

## 重点施策8 要保護児童への対応等きめ細やかな取組の推進

ひとり親家庭や障がい児への支援、そして児童虐待への対応に向けた問題への関心が高くなってきています。本町が実施した住民満足度・重要度調査においても、要保護児童への対応について高い意識があるとの結果が出ています。

本町では、児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

### ● 基本施策1 児童虐待防止対策の充実

近年、マスコミ報道や新聞、テレビ等で周知のとおり、児童相談所における児童虐待相談件数は全国的に急増しており、深刻な社会問題となっています。

児童虐待は、子どもの心身の成長だけでなく、人格形成そのものに重大な影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められます。

しかし、児童虐待の背景要因は、親や家族の要因、子どもの要因、社会的要因等が複合的に関連しあって引き起こされるケースが多く、その解決にはより一層の関係機関の連携が必要となります。

| 展開事業              | 事業内容                           | 担当部署<br>(関係機関) |
|-------------------|--------------------------------|----------------|
| 虐待防止ネットワークの設置     | (1) 児童虐待防止ネットワークの設置            | 福祉課<br>町民保健課   |
|                   | (2) 定期的な実務者会の実施                |                |
| 総合的な親と子の心の健康づくり対策 | (1) 児童相談所・福祉事務所との連携            | 福祉課<br>町民保健課   |
|                   | (2) 主任児童委員、民生委員・児童委員による訪問相談の実施 |                |

### ● 基本施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

本町の離婚件数は、増加しており、ひとり親家庭等をめぐる状況は様々に変化しています。

このような状況に対応してひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的なひとり親家庭等対策の推進が必要になってきています。

| 展開事業               | 事業内容                                       | 担当部署<br>(関係機関) |
|--------------------|--------------------------------------------|----------------|
| 福祉サービス等利用に際しての配慮   | 経済的支援や養育費の確保、就労や子育て・日常的な生活に関する支援           | 福祉課            |
| 相談体制の充実や情報提供       | 民生委員・児童委員による準要保護児童及びひとり親家庭実態調査・見守り訪問・相談の実施 | 福祉課            |
| 就労促進のための協力要請       | 母子家庭等就業自立支援センターの斡旋紹介による就労支援の実施             | 福祉課            |
| 母子福祉団体の受注機会の増大への配慮 | 母子寡婦福祉会の受注機会増大への配慮                         | 福祉課            |

### ● 基本施策3 障がい児施策の充実

本町の障がい児施策については、第五次三股町総合計画の福祉指針である「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」の基本方針の基、三股町障害者基本計画の「安心して地域で自立した生活ができるまち みまた」を基本理念として、施策の推進を図っていきます。

| 展開事業                   | 事業内容               | 担当部署<br>(関係機関) |
|------------------------|--------------------|----------------|
| 乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進 | (1) 乳幼児健康診査の実施     | 町民保健課          |
|                        | (2) 学校における健康診断等の実施 |                |

### 第3章 子ども・子育ての施策

| 展開事業                        | 事業内容                        | 担当部署<br>(関係機関)      |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 適切な医療・福祉サービスの充実及び、教育支援体制の整備 | 適切な医療・福祉サービスの充実及び、教育支援体制の整備 | 福祉課<br>教育課          |
| 療育及び教育の適切な支援                | 特別なニーズがある児に対する適切な支援         | 福祉課<br>町民保健課<br>教育課 |
| 保育所における障がい児の受入れ             | 保育所への障がい児受入れ                | 福祉課                 |



## 9 特定保育サービス9事業の目標事業量

国では、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、教育・保育サービスをはじめ、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るため、特定事業のうち各自治体の実現を図るべき目標値を設定することとしています。

本町では、町内各小学校において、子どものいる世帯を対象にニーズ調査を行い、このニーズ調査の結果等と、後期行動計画の目標事業量等を考慮しながら、目標事業量を設定しました。

| 事業名           | 区分                                                                    | 現状値<br>(平成24年度実績) | 目標値<br>(平成27年度) | 目標値<br>(平成31年度) |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 1 平日昼間の保育サービス | 平日、保護者の就労等により保育の必要性の基準から就学前児童を保育所等で預かるサービスです。                         |                   |                 |                 |
|               | 児童数                                                                   | 1,365人            | 1,606人          | 1,746人          |
|               | 通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かる事業です。                                           |                   |                 |                 |
|               | 箇所数                                                                   | 11箇所              | 11箇所            | 11箇所            |
|               | 利用者数                                                                  | 249人              | 405人            | 440人            |
| 2 病児・病後児保育事業  | 保育所通所中の児童が病気等の際に、集団保育の困難な期間、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペースなどで一時的に預かるサービスです。 |                   |                 |                 |
|               | 病気の療養期間に対応する保育です。                                                     |                   |                 |                 |
|               | 箇所数                                                                   | 2箇所               | 2箇所             | 2箇所             |
|               | 定員数                                                                   | 10人               | 10人             | 10人             |
| 3 放課後児童健全育成事業 | 保護者が就労等で昼間家庭に居ない小学校児童に対し、授業の終了後などに学校等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。       |                   |                 |                 |
|               | 箇所数                                                                   | 12箇所              | 12箇所            | 12箇所            |
|               | 受入人数                                                                  | 395人              | 410人            | 428人            |

### 第3章 子ども・子育ての施策

| 事業名               | 区分                                                                                              | 現状値<br>(平成24年度実績)                                                | 目標値<br>(平成27年度) | 目標値<br>(平成31年度) |        |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|--------|
| 4 一時預かり事業         | 常態として保育サービスに児童を預けていない保護者が、買い物等の私用や冠婚葬祭や病気、リフレッシュなどのために、一時的に子どもを預けたいとき、施設において昼間の時間帯で預かる保育サービスです。 |                                                                  |                 |                 |        |
|                   | 箇所数                                                                                             | 11箇所                                                             | 11箇所            | 11箇所            |        |
|                   | 受入人数                                                                                            | 154人                                                             | 250人            | 271人            |        |
| 5 地域子育て支援拠点事業     | 保護者の子育ての不安感を軽減することを目的に、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する事業です。                                       |                                                                  |                 |                 |        |
|                   | センター型<br>(地域子育て支援センター事業)                                                                        | 地域子育て支援センターを設置し、子育ての不安等についての相談指導、子育て講座の実施や子育てサークル活動の支援などを行う事業です。 |                 |                 |        |
|                   |                                                                                                 | 箇所数                                                              | 1箇所             | 1箇所             | 1箇所    |
|                   |                                                                                                 | 受入人数                                                             | 4,812人          | 5,000人          | 5,500人 |
| 6 ファミリーサポートセンター事業 | 地域において、子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員になり、育児に関する相互支援を行う会員組織活動を推進する事業です。                                   |                                                                  |                 |                 |        |
|                   | まかせて会員                                                                                          | 52人                                                              | 60人             | 60人             |        |
|                   | お願い会員                                                                                           | 148人                                                             | 150人            | 150人            |        |
|                   | 利用件数                                                                                            | 250件                                                             | 270件            | 300件            |        |
| 7 ショートステイ事業       | 保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由、育児疲れ等により、育児や養育が一時的に困難になった家庭の児童又は緊急一時的に保護を必要とする母子等を短期間（原則7日間）児童養護施設等で預かる事業です。 |                                                                  |                 |                 |        |
| 8 夜間帯の保育サービス      | 保護者の就労等により、保育の必要性の基準から就学前児童を平日の概ね午後6時以降に保育園等で預かる事業です。                                           |                                                                  |                 |                 |        |
| 9 休日保育事業          | 保護者の就労等により、保育の必要性の基準から就学前児童を休日に認可保育園等で預かる事業です。                                                  |                                                                  |                 |                 |        |

※ 特定保育サービスとは、ニーズ量の把握や目標事業量設定が期待されると位置づけられる重点事業です。

本町では、上記表中、7、8、9の事業については、現時点で、今回の計画期間中の実施予定はありませんが、今後の社会資源等の推移をみて、評価・見直しを行います。

## 第4章

計画の推進のために



## 第4章 計画の推進のために

### 1 計画内容の住民への周知

三股町を「あたたかく活力があふれ、子育ての楽しさを実感できるまち」としていくためには、私たちみんなが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組を実践し継続していくことが欠かせません。

そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

### 2 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。

このため、民生委員・児童委員、主任児童委員等をはじめ、商工会議所や町内会などの地域組織、関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

### 3 計画の推進管理

この計画（Plan）の初期の達成を得るためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「三股町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、三股町として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取組の見直しを行っていきます。





# 資料編



## 資料編

### 1 三股町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、三股町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 2 三股町子ども・子育て会議 委員名簿

H26.9.12

| 区 分           | 所 属                     | 職 名     | 氏 名   |
|---------------|-------------------------|---------|-------|
| 子育て支援に関する事業者  | 三股町保育会                  | 会長      | 山代朋子  |
|               | みまた幼稚園                  | 園長      | 福澤晃二  |
| 識見を有する者       | 南九州大学 人間発達学部<br>子ども教育学科 | 准教授     | 春日由美  |
| 関係行政機関の職員     | 三股町社会福祉協議会              | 事務局長    | 大坪博文  |
|               | 三股町                     | 副町長     | 西村尚彦  |
|               | 三股町役場 福祉課               | 課長      | 岩松健一  |
|               | 三股町地域包括支援センター（福祉課）      | 管理者（主幹） | 宮之原泰子 |
|               | 三股町健康管理センター（町民保健課）      | 課長補佐    | 斉藤美和  |
|               | 三股町役場 教育課               | 主任主事    | 戸高志織  |
| その他町長が必要と認める者 | 民生委員・児童委員協議会            | 会長      | 猿渡征夫  |
|               | 三股町老人クラブ連合会             | 会長      | 正ヶ峯征男 |
|               | 三股町障害児者連絡協議会            | 会長      | 桑畑貴志  |
|               | 三股町ボランティア連絡協議会          | 会長      | 木佐貴克美 |
|               | 三股町母子寡婦福祉会              | 会長      | 福山陽子  |
| 一般公募          |                         |         | 津曲香代子 |
| 一般公募          |                         |         | 松村香織  |
| 一般公募          |                         |         | 速見かおり |

★支援者：（有）予防医学研究所 黒木博文氏



三股町 子ども・子育て支援事業計画及び  
三股町 第2期次世代育成支援行動計画

(平成27年～31年度)

平成27年3月

発行 : 三股町 福祉課

〒889-1995

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

TEL:0986-52-1111 FAX:0986-52-4944